

せたがや グリーンインフラガイドライン

Setagaya Green Infrastructure Guidelines

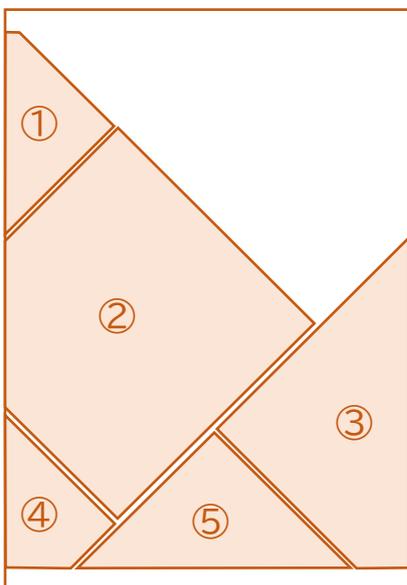
資料編

令和 6(2024)年 3 月

世田谷区



●表紙の写真



①北沢タウンホール5階の「屋上緑化」

②区立シモキタ雨庭広場の「レインガーデン」

③区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）の「段状緑化と保水性縦樋（じゃかご樋）」
※株式会社エスエス東京支店 堀越圭晋氏の撮影写真を一部改変

④一般財団法人世田谷トラストまちづくりの「雨水タンク」

⑤祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場の「雨水貯留浸透型舗装ブロック」

ガイドラインの使い方

ガイドラインの各項に記載されている内容を示します。

本編

- 1 ガイドラインの目的と位置付け
ガイドラインの[目的と区の各行政計画におけるガイドラインの位置付け](#)について解説しています。
- 2 ガイドラインにおけるグリーンインフラの考え方
ガイドラインにおける[グリーンインフラの定義や範囲、機能と効果](#)について解説しています。
- 3 グリーンインフラの取組みの考え方
区全体におけるグリーンインフラの[取組みのテーマ](#)を示した上で、[区、区民や事業者等が進めるグリーンインフラの取組み指針](#)について解説しています。
- 4 区民等への普及啓発と支援制度
区による[普及啓発の取組み](#)や[支援・助成制度](#)について紹介しています。

実践編

- 1 グリーンインフラの実践的取組みと効果
[各施設、場所で導入が想定されるグリーンインフラ施設や各グリーンインフラ施設の効果](#)について紹介します。
- 2 活動団体が行う取組み
[民間の活動団体が区内で行っているグリーンインフラに係る活動](#)について紹介します。

本書で扱う範囲

資料編

- 1 各地域のグリーンインフラについて
[世界の各地域や日本におけるグリーンインフラの取組み](#)について紹介します。
- 2 世田谷区の地域特性における課題
区においてグリーンインフラ導入にあたり考慮すべき[地域特性とその課題](#)について解説しています。
- 3 区の各種行政計画におけるグリーンインフラの扱い
区で既に策定されている[各行政計画におけるグリーンインフラの扱い](#)について紹介します。
- 4 グリーンインフラに関する組織
グリーンインフラを推進するための[区の体制](#)等について紹介します。

目次

ガイドラインの使い方

1. 各地域のグリーンインフラについて	1
1.1 欧米におけるグリーンインフラ.....	1
1.1.1 米国.....	2
1.1.2 欧州.....	4
1.2 アジアにおけるグリーンインフラ.....	5
1.3 日本におけるグリーンインフラ.....	7
1.4 東京都におけるグリーンインフラ.....	11
2. 世田谷区の地域特性における課題	14
2.1 グリーンインフラ導入にあたり考慮すべき世田谷区の地域特性.....	14
2.1.1 区の概況.....	14
2.1.2 区の土地利用.....	15
2.1.3 区の自然環境.....	16
2.1.4 グリーンインフラ導入検討に資する情報.....	24
2.2 区の地域特性における課題.....	27
3. 区の各行政計画におけるグリーンインフラの扱い	32
3.1 世田谷区みどりの基本計画（2018年度～2027年度）.....	32
3.2 世田谷区豪雨対策行動計画（改定）.....	33
3.3 世田谷区第四次住宅整備方針.....	34
3.4 世田谷区環境基本計画（後期）（2020年度～2024年度）.....	35
3.5 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画.....	36
4. グリーンインフラに関する組織	38
4.1 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム.....	38
4.2 グリーンインフラ官民連携プラットフォームへの参画.....	39

参考文献

参考資料

1. グリーンインフラに関連する参考資料
2. 用語の解説
3. アンケート調査

1. 各地域のグリーンインフラについて

グリーンインフラと同様の意味を成す取り組みは、世界各地で古くから行われてきましたが、「グリーンインフラ」については比較的新しい概念であり、国や地域により定義は様々あります。

ここではまず、グリーンインフラの取り組みが先行して行われてきた欧米の取り組みを紹介し、アジアの中でも先進的事例を持つシンガポールの取り組み、日本の取り組みを紹介します。

1.1 欧米におけるグリーンインフラ

グリーンインフラは欧米が発祥とされていますが、欧米といっても米国と欧州では、その特徴が異なります。米国では、「治水」を目的とした雨水管理を中心にグリーンインフラを捉えており、欧州ではより広域の生態系ネットワークの保全や活用といった「生物多様性」の観点からグリーンインフラを捉える傾向にあります。

表 1.1 欧米の行政におけるグリーンインフラに関する基本的な捉え方

行政機関	グリーンインフラの定義	重視するグリーンインフラの視点	主に期待される生態系サービス(多面的機能)
米国・環境保護庁	グリーンインフラとは、植物や土壌システム、透水性舗装やその他透水性の地表面や基質を用いて雨水の貯留と再利用を行うことにより、または造園的に雨水を貯留、浸透、蒸発させることにより、下水道や地表水への流れを減らす一連の対策のことをいいます。	生態系機能が強化された人工構造物(雨水管理施設等)	雨水の管理、洪水予防・緩和、水質浄化、健全な都市環境、野生生物の保全、大気浄化、レクリエーション、環境教育、ヒートアイランド現象緩和
欧州連合・欧州委員会	グリーンインフラとは、自然が人間に便益を提供する空間的構造のことであり、きれいな空気あるいは水といった多面的価値を持つ生態系利益及びサービスをもたらす自然の能力を強化することを目的とするものです。	生態系保全・再生、生態系サービスを生み出す土地利用、エコロジカルネットワークの形成、生態系を活用した地域開発、防災・減災	生物多様性保全、水質浄化、洪水緩和、気候変動緩和、適応、レクリエーション、観光、精神活動、農林水産業(受粉媒介、害虫管理)、土壌保全・改善、災害予防

- 出典) ・ United States Environmental Protection Agency(米国環境保護庁) : Green Infrastructure Case Studies(グリーンインフラのケーススタディ) : Municipal Policies for Managing Stormwater with Green infrastructure(グリーンインフラによる雨水管理のための地方自治体の政策), 2010
- ・ United States Environmental Protection Agency(米国環境保護庁)HP (<https://www.epa.gov/green-infrastructure/what-green-infrastructure>)
 - ・ European Union(欧州連合)European Commission(欧州委員会):Building a Green Infrastructure for Europe(欧州のグリーンインフラの構築), 2013

1.1.1 米国

米国のグリーンインフラの特徴は、植生や土壌、自然のプロセスを用いて、雨水管理を行い、より健全な都市環境を創出することです。

市や州規模では、生物の生息地の確保や洪水防止、大気質・水質の浄化をしてくれる自然エリアの集合体のことを指します。近隣地や敷地といった空間において、水を吸収・貯留する自然を模倣した雨水管理システムも対象となります。

表 1.2 (1/2) 米国でのグリーンインフラの取組み

項目	内容	
主たる目的	飲料水の供給や公衆衛生の保護、合流や分流式下水道からの越流の軽減、雨水による汚染の削減(道路や建物、駐車場の表面を雨水が流れ、洗われた地表面の汚染物質が河川に流れ込む量を削減)を目的とします。	
規則・基準等	連邦政府により水質浄化法が制定(1972)され、EPA(環境保護庁)等が雨水管理ガイドラインを策定(2004)し、グリーンインフラ主旨書を公表(2007)しました。これを受け、グリーンインフラの普及のために取り組むべき戦略(Green Infrastructure Strategic Agenda)を策定しています。	
効果	都市に自然をもたらす、心身の健康を向上、財産価値を高める、エネルギーを節約、野生動物の生息地を強化、下水道整備に伴うコストを節約	
グリーンインフラの取組事例	<p data-bbox="399 1261 630 1294">〈レインガーデン〉</p>  <p data-bbox="389 1662 874 1787">レインガーデンは、屋根、通り、歩道からの雨水の流出を収集する、小さくて浅い沈んだ植栽の領域です。</p> <p data-bbox="389 1809 718 1892">写真出典)フロリダ大学 HP (https://x.gd/0xFaQ)</p>	<p data-bbox="917 1261 1252 1294">〈金属製の縦樋プランター〉</p>  <p data-bbox="917 1662 1407 1832">縦樋プランターは、雨水が下水道に入る前に吸収してろ過するように特別に設計された装飾的な手入れの行き届いたプランターです。</p> <p data-bbox="917 1854 1380 1937">写真出典)フィラデルフィア水道局 HP (https://x.gd/GAtu9)</p>

表 1.2 (2/2) 米国でのグリーンインフラの取組み

項目	内容	
グリーンインフラの取組事例	<p data-bbox="419 309 790 342">〈レインバレル(雨水タンク)〉</p>  <p data-bbox="406 716 893 884">雨水貯留システムは、雨水を一時的に貯留し、河川や下水道への流出を遅らせ、貯めておいた雨水を後で水やり等に使用することができます。</p> <p data-bbox="406 907 869 985">写真出典)フィラデルフィア水道局 HP (https://x.gd/5xIJm)</p>	<p data-bbox="930 309 1161 342">〈雨水プランター〉</p>  <p data-bbox="917 716 1420 884">雨水プランターは、通りや歩道からの流出を捕捉する特殊な歩道システムです。プランターは浸透性の布で裏打ちされ、砂利や石で満たされ、植生で覆われています。</p> <p data-bbox="917 907 1380 985">写真出典)フィラデルフィア水道局 HP (https://x.gd/Q1LWF)</p>

出典)・United States Environmental Protection Agency(米国環境保護庁)HP: What is Green Infrastructure? (グリーンインフラとは?)(<https://www.epa.gov/green-infrastructure/what-green-infrastructure>)

- ・国土交通省 HP: 海外事例と我が国でのグリーンインフラの取組
(<https://www.mlit.go.jp/common/001267827.pdf>)

1.1.2 欧州

欧州のグリーンインフラの特徴は、生態系がもたらす多様な恵みを生かすためにデザインされていることにあります。管理されている自然環境・半自然環境エリア及びそのほかの環境要素（動植物、景観等）をつなぐ戦略的に考えられたネットワークです。

表 1.3 欧州でのグリーンインフラの取組み

項目	内容
主たる目的	生態系サービスの維持・形成を主目的に自然環境や半自然環境で形成する戦略的なネットワークの形成を図ることで。
規則・基準等	欧州委員会・環境総局により、広範な生態系サービスを維持・形成を推進するためのグリーンインフラ戦略を策定しています。
効果	<p>既存の断片化された自然エリア（緑地・公園等）と Natura2000 をつなぎ、劣化した生息地を復元する取組みを中心に実施しています。</p> <p>※Natura2000：希少種と絶滅危惧種の中核となる繁殖地と休息地のネットワークであり、独自の権利で保護された貴重な自然生息地の種類を示すものです。EU 域内の 26,000 地区、EU 全土の約 18 パーセントに相当する面積を自然保護区に指定しています。</p>
グリーンインフラの取組事例（自然環境の保全）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>良質な生態系保全のための空き地の活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>都市近郊の河川 連続した生物の生息地のために重要</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">出典：国土交通省総合政策局環境政策課調査</p>

出典) 国土交通省 HP：海外事例と我が国でのグリーンインフラの取組
(<https://www.mlit.go.jp/common/001267827.pdf>)

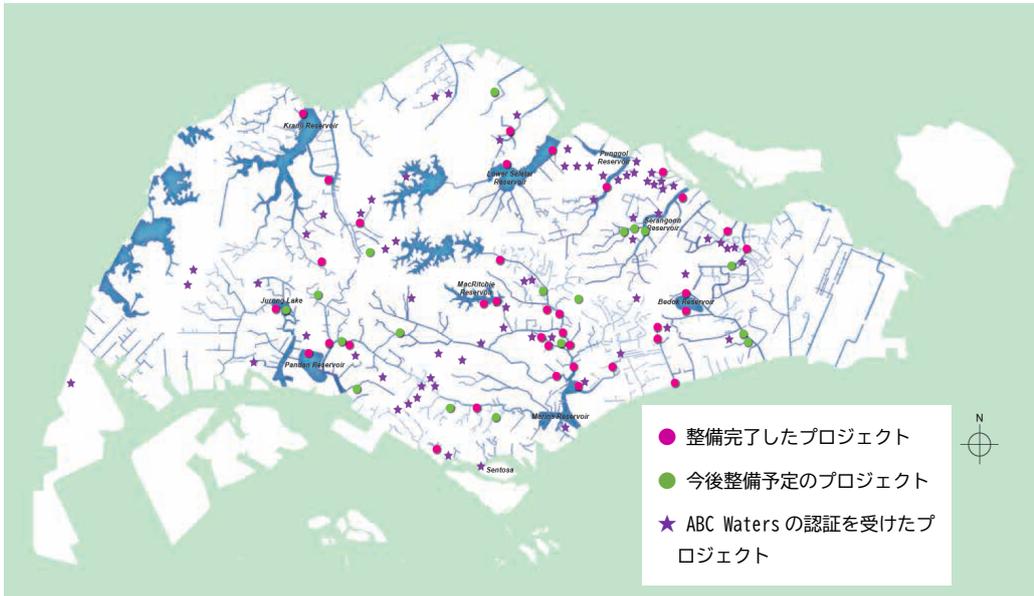
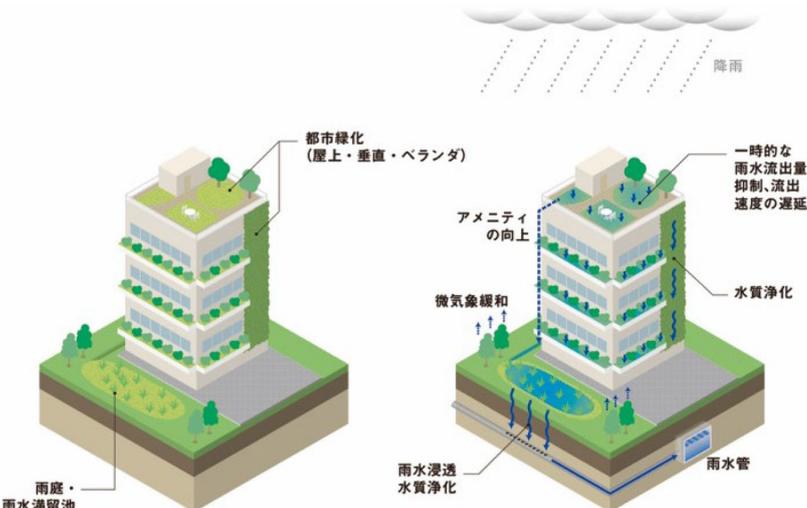
1.2 アジアにおけるグリーンインフラ

アジアにおけるグリーンインフラは、国や地域によって様々な考え方のもと行われています。ここではグリーンインフラの先進的取組みとして注目されているシンガポールの事例を紹介します。

表 1.4 (1/2) シンガポールにおける ABC 水のデザイン・ガイドライン（略称 ABC-WDG）の取組み

項目	内容
主たる目的	<p>ABC-WDG は、シンガポール国土全体を対象とした水の戦略であり、ABC-WDG の ABC とは、Active（いきいきとした市民のレクリエーションのための場所）、Beautiful（美しいシンガポール国内の水資源を都市のランドスケープと包括的に取り扱う）、Clean（安全性、水質の向上）の頭文字です。</p> <p>ABC-WDG の大きな目的は、環境と水資源とコミュニティの 3 つを核に、国民が生き生きとして、誰もが美しくきれいな水と共に暮らす国にすることです。</p>
規則・基準等	<p>ABC-WDG は、シンガポールの公益事業庁(PUB)が中心となってまとめており、PUB 及び都市再生庁（Urban Redevelopment Agency <URA>）が推進しています。</p>
効果	<p>ABC 水のデザイン・ガイドラインの中核プロジェクトである「ビシャン・パーク」では、棚田状にレベル差を変えて配置された浄化ビオトープに、ラン川と池からポンプアップされた水が上から順番に流され、バイオ・フィルターと多様な植物群の組み合わせにより、一日で約 64 万 8000ℓ の川の水と 860 万ℓ の池からの水を浄化しています。</p>
グリーンインフラの取組事例	<p>核になるのがグリーンインフラの適用です。特徴は以下の 2 点です。</p> <p>①国内の一定面積以上の敷地・街区・都市スケールの開発案件全てに対して、開発のタイプや土地利用に応じて必要なグリーンインフラ適用技術を明確に示し、新規の開発敷地からの雨水の表面流出の削減に加えて、屋上から敷地内の屋外空間を活用してグリーンインフラを適用することにより、微気象の緩和、健康増進、生物多様性の向上等に寄与し得る、空間像を伴ったグリーンインフラを啓蒙しています。</p> <p>②ABC-WDG には、具体的なパイロットプロジェクトが紐づいています（図 1.1）。ABC-WDG に基づいて整備され、2010 年から 2016 年の間に ABC Waters の認証を受けたプロジェクト 59 件のうち、47 件が集合住宅を中心とした建築とそれに付帯した庭であり、公園等の都市緑地が 7 件、広場・公開空地が 2 件、その他に港湾、駐車場、歩行者空間が見られます。この認証事例には、屋外空間のみどりの機能と雨水管理を組み合わせることにより、ABC-WDG に示されている持続的雨水管理を核としたグリーンインフラ適用策の推進が、プロジェクトの実践として機能しています。適用されたグリーンインフラ手法としては、限られた敷地を最大限に活かすために、屋上緑化、雨庭、生態緑溝、生態滞留池の組み合わせが最も多くみられました（図 1.2）。</p>

表 1.4 (2/2) シンガポールにおける ABC 水のデザイン・ガイドライン（略称 ABC-WDG）の取組み

項目	内容
グリーンインフラの取組事例	 <p>図 1.1 ABC-WDG で現在進行中のプロジェクト</p> <p>出典) Public Utilities Board (PUB) : Active, Beautiful, Clean Waters Design Guidelines 4TH EDITION, 2018</p> <p>出典) 福岡孝則・加藤禎久：シンガポール ABC 水のデザインガイドラインにおけるグリーンインフラ適用策の推進手法，公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集，No.17，pp.423-429，2019.2</p>  <p>図 1.2 屋上空間において水と緑の機能を賢く活かした GI 適用策の例（左：日常時、右：降雨時）</p> <p>出典) 福岡孝則・加藤禎久：シンガポール ABC 水のデザインガイドラインにおけるグリーンインフラ適用策の推進手法，公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集，No.17，pp.423-429，2019.2</p>

- 出典)・Public Utilities Board (PUB) (公益事業委員会) : Active, Beautiful, Clean Waters Design Guidelines 4TH EDITION(ABC 水のデザインガイドライン第 4 版), 2018
- ・福岡孝則・加藤禎久：シンガポール ABC 水のデザインガイドラインにおけるグリーンインフラ適用策の推進手法，公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集，No.17，pp.423-429，2019.2
 - ・福岡孝則：都市スケールのグリーンインフラ、ビジョンとアプローチ，決定版！グリーンインフラ，pp.216-227，2022.4

1.3 日本におけるグリーンインフラ

日本では古くからグリーンインフラと同様の自然が持つ多面的機能を生かした取り組みが行われてきました。

例えば、日本で稲作が始まったのは縄文時代からと言われており、稲作を行う場である田んぼは、食料生産を行う場として整備されますが、同時に、降雨を一時的に貯留して治水上の効果も発現し、動物や植物の生息生育場所としても機能します。農林水産省では、この田んぼが持つ雨水貯留機能を向上させるために、通常の状態よりも多くの水を貯めておける工夫を施した「田んぼダム」の取組みを始めています。

日本で古くから見られる霞堤（かすみてい）については、想定を超える大雨等により河川の水量が増えた時に、堤防の切れ目から水を逃がし、被害を少なくする仕組みです。一方、生物の視点で見ると、増水時には河川の生物が一時的に水路等に避難し、

平時には避難していた生物が元の河川に戻れるようになっているなど、治水上の機能に加えて、生物の生息生育環境を保全する機能が認められます。

街路樹についてみれば、奈良時代に既に街路樹が存在し、様々な果樹が人々に緑陰と癒しを与えていました。江戸時代には、各地の気候風土に合わせ、杉や松等を植えた並木道や一里塚が整備され、街路樹はその場所を表すシンボリックな存在を担っていました。現在でもそれらの一部は、観光を通じた地域振興にも寄与しています。現代では、全国に約680万本に及ぶ多種多様な街路樹（高木）が存在し、その機能も多岐にわたっています。例えば「道路緑化技術基準・同解説」によると、樹木の緑により景観を向上させたり、景観上好ましくないものを目隠ししたりする「景観向上機能」、騒音の軽減や大気汚染物質を吸着し浄化する「生活環境保全機能」、日射の遮蔽や蒸散による潜熱化等の「緑陰形成機能」、視線を誘導し、安全に走行



沢尻の棚田（宮城県丸森町）
※食糧生産の場であるとともに雨水貯留機能等を有しています。

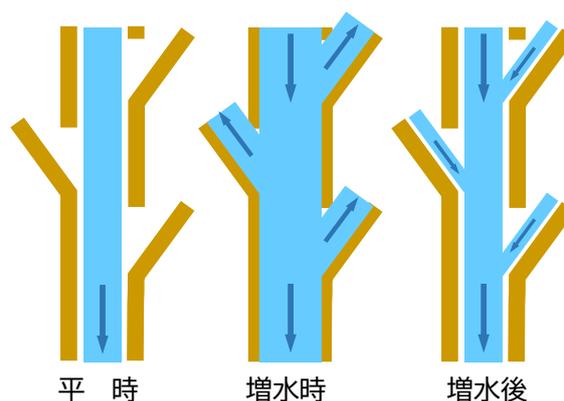


図 1.3 霞堤の模式

させる「交通安全機能」、防風や砂防、防雪、火災時の延焼遮断といった「防災機能」があります。

公害による健康被害が顕著であった高度経済成長期以降には、汚染源近くの病院や学校に近接して、植物が持つ大気浄化機能を生かした緑化の取組みがなされてきました。また、平成の年代には、治水や治水上砂防の機能を中心にしつつも、生物の生息生育環境の保全や自然とのふれあい機能を生かした「多自然川づくり」や「都市山麓グリーンベルト構想」等の取組が進められています。

このように、従来の社会資本整備や土地利用等の取組みにおいては、グリーンインフラと称してはいないものの、既に、自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組みを実施しています。

なお、政府文書において、初めて「グリーンインフラ」という言葉が登場したのは、第二次国土形成計画（平成27年8月閣議決定）であり、その後、第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）等、様々な行政の計画でグリーンインフラが位置づけられ、「安全・安心で持続可能な国土」、「国土の適切な管理」、「生活の質の向上」、「人口減少・高齢化に対応した持続可能な社会の形成」といった課題への対応として、グリーンインフラの取組みを推進することとされてきました（図 1.4）。

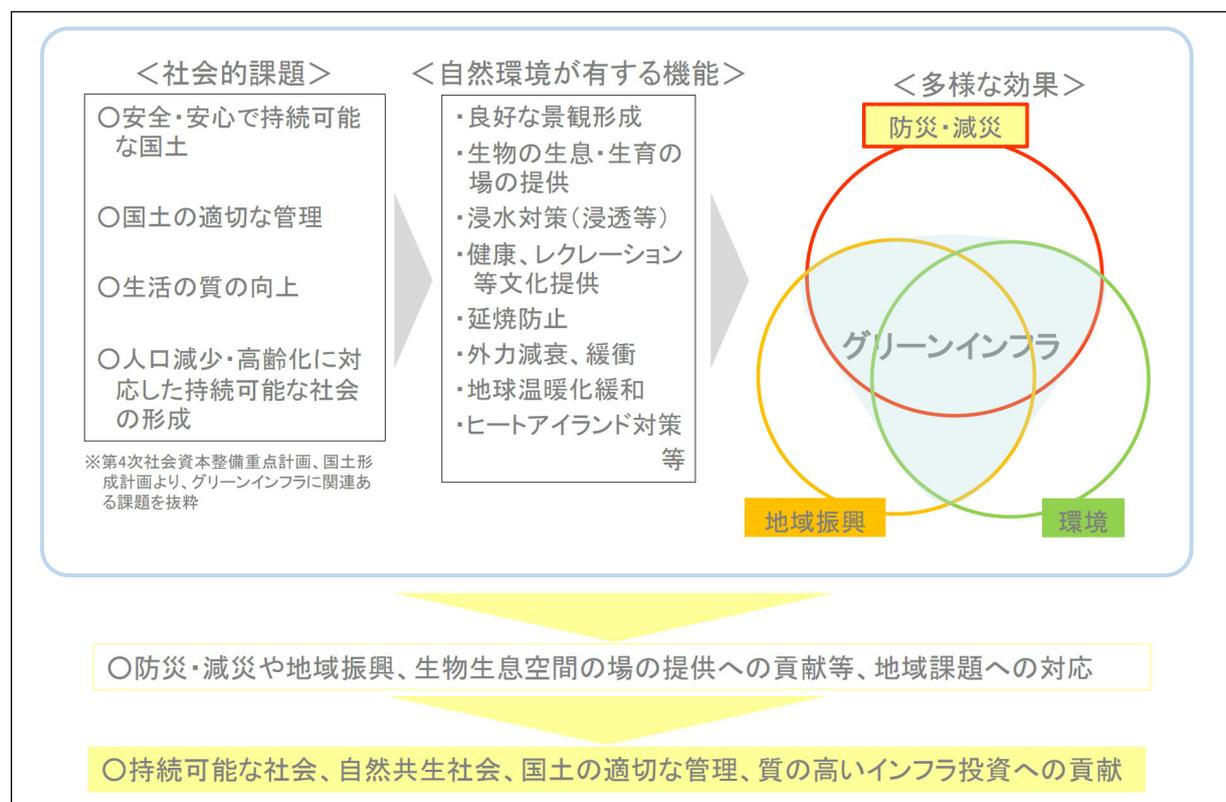


図 1.4 グリーンインフラのイメージ

出典) グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～（国土交通省総合政策局環境政策課、平成29年3月）

その後、有識者からなる「グリーンインフラ懇談会」を開催し、グリーンインフラの推進に向けた議論を本格的に開始するとともに、国土交通省は、令和元年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表しました。令和5年9月、国土交通省は、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を公表し、その中で、グリーンインフラで実現を目指す社会の姿を『自然と共生する社会』と定め、具体的な姿として以下の4点を掲げています。

- (1)自然の力に支えられ、安全、安心に暮らせる社会
- (2)自然の中で、健康で快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会
- (3)自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会
- (4)自然を生かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会

出典) グリーンインフラ推進戦略2023 (国土交通省、令和5年9月)

国では表 1.5のとおりグリーンインフラを位置づけています。

表 1.5 国におけるグリーンインフラ

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」である。

〈解説〉

- ・「グリーンインフラ」という言葉は、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方で、1990年代後半頃から欧米を中心に使われていたものが、我が国においても、近年、その概念が導入され、様々な研究が進められてきました。
- ・グリーンインフラの「グリーン」は単に緑、植物という意味を持つのではなく、さらに「環境に配慮する」、「環境負荷を低減する」といった消極的な対応を越え、緑・水・土・生物などの自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的にいかして環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進めるという意味を持つ。また、グリーンインフラの「インフラ」は、従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物だけを指すのではなく、その地域社会の活動を下支えするソフトの取組も含み、公共の事業だけではなく、民間の事業も含まれる。

出典) グリーンインフラ推進戦略 (国土交通省、令和元年7月)
グリーンインフラ推進戦略2023 (国土交通省、令和5年9月)

また、令和5年10月、国土交通省は「グリーンインフラ実践ガイド（以下、「実践ガイド」という）」を公表しています。実践ガイドは、グリーンインフラの実装を加速していくため、グリーンインフラの基本的な考え方や事業のプロセス（計画・設計、施工、維持管理、活用）に着目した実装のポイント等について、地方公共団体をはじめとする多様な地域主体に向けてガイドするものとしています。

実践ガイドは、Ⅰ基本編、Ⅱ実践編、Ⅲ資料編の3部で構成されており、それぞれ以下の内容がおさめられています。

- Ⅰ基本編：グリーンインフラにこれから取り組もうとする方々に向け、グリーンインフラの取組・手法や、取組実践に当たっての基本的な考え方を示しています。
- Ⅱ実践編：社会資本整備・土地利用に関わる国土交通分野の事業に関わる空間に着目して、取組・手法を実践するためのポイントを示しています。
- Ⅲ資料編：実務に役立つ各種情報のアクセス先を案内しています。



目次	
はじめに	
Ⅰ 基本編	Ⅱ 実践編
I-1 本ガイドの目的と構成	II-1 実践編の概要
I-1-1 目的	II-2 グリーンインフラの取組・手法を実践するためのポイント
I-1-2 構成	再開発地区 快適な滞在空間の創出
I-2 グリーンインフラの取組・手法	住宅地・商業地 良好な生活空間の創出
I-2-1 グリーンインフラに関連する社会課題	公園 多面的な機能を有する公園の整備・活用
I-2-2 エリアごとに見るグリーンインフラの取組・手法	道路 植栽帯・街路樹の整備・活用
I-3 グリーンインフラ実践のポイント	河川 治水と環境が両立した河道管理
I-3-1 グリーンインフラ実践の基本的な考え方	遊水地・調節池の整備・活用
I-3-2 官民連携・分野横断のポイント	水辺空間の整備・活用
	港湾 港湾施設の整備・港湾区域の活用
	海岸 干潟・砂浜・海岸防災林の保全・活用
	II-3 グリーンインフラの効果高める工夫
Ⅲ 資料編	

図 1.5 グリーンインフラ実践ガイドの表紙と目次
出典) グリーンインフラ実践ガイド (国土交通省総合政策局環境政策課、令和5年10月)

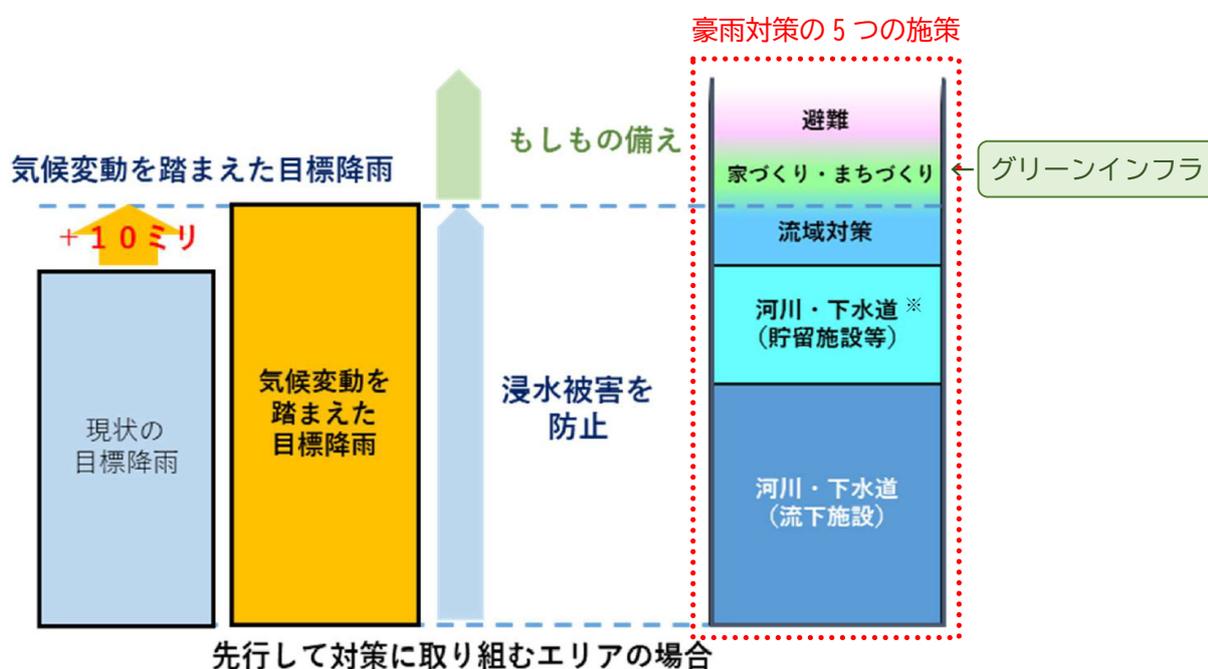
1.4 東京都におけるグリーンインフラ

1) 東京都豪雨対策基本方針（改定）

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言改訂版（気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会、2019(令和元)年10月、2021(令和3)年4月改訂）」では、今後の気候変動に伴い、世界平均気温が2℃上昇した場合、関東地方における降雨量が1.1倍になると試算しています。

これを踏まえ、都は、豪雨対策の目標降雨を10ミリ引き上げ、区部の場合は東京管区气象台（大手町）のデータから時間85ミリとしました。その上で、5つの施策（河川整備、下水道整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策、避難方策）を強化・加速することで、人々の生命を守り、社会経済の礎となる強靱な都市を築き上げていくとしています。図 1.6に示すとおり、都は、気候変動を踏まえた目標降雨に対し、「河川整備」、「下水道整備」、「流域対策」の主要な施策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、「家づくり・まちづくり対策」、「避難方策」に取り組み、もしもの備えを進めるとしています。もしもの備えとは、目標降雨を超えてしまう場合のみではなく、浸水被害防止の取組過程においても有効であることから、各施策を組み合わせる推進することが必要としています。

都は、グリーンインフラについて、「家づくり・まちづくり対策」に含まれる取組みとして位置付けています。



先行して対策に取り組むエリアの場合

※各種排水施設（道路排水管、在来水路、貯留池など）を含む

図 1.6 豪雨対策の目標と各施策における基本的な役割分担

※「東京都豪雨対策基本方針(改定)」(東京都、令和5年12月)の図を一部改変

2) TOKYO強靱化プロジェクト

都は、令和4年12月、東京に迫る5つの危機（風水害、地震、火山噴火、電力・通信等の途絶及び感染症）に対して全庁を挙げて取り組む『TOKYO強靱化プロジェクト』を立ち上げました。ここでは、2040年代に目指す強靱化された東京の姿やその実現に向けた方向性を明らかにしています。その後、東京が直面する様々なリスクに対し、2040年代に目指す強靱化された東京の姿の実現に向けた道筋を確かなものとするため、令和5年12月に同プロジェクトをアップグレードしています。

このアップグレード I では、激甚化する風水害から都民を守るための「浸水に伴う被害拡大の防止」策の一つとして、「グリーンインフラを活用した雨水流出抑制等」を進めるとしています。この「グリーンインフラを活用した雨水流出抑制等」については、リーディング事業（新たに取り組むものを中心に、先導的かつ特徴的な事業）に位置付けられています。



図 1.7 TOKYO強靱化プロジェクトにおける「グリーンインフラを活用した雨水流出抑制等」の取組み

※「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I ～「100年先も安心」を目指して～」(東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課、令和5(2023)年12月)の図を一部改変

3) TOKYO GREEN BIZ

都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5年7月より始動しています。同年8月には、アドバイザリーボードを設置し、東京グリーンビズを推進するにあたり、各分野の有識者等から意見をいただき、さらに幅広い意見をいただくため、子供、若者、外国人のアンケート等を実施してきました。こうした意見・提案も踏まえ、これまでの取組みに加え、新たな施策も構築し、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」観点から取組みを強化していきます。

100年先を見据えた“みどりと生きるまちづくり”「東京グリーンビズ」を、都民をはじめ様々な方々と一緒に進めることにより、取組みの輪を広げ、「自然と調和した持続可能な都市」へと進化させていきます。

**100年先を見据え、取組の輪を拡大し、
東京の緑の価値を高め、未来へ継承していきます。**

「まもる」取組

- 地域に根付いた緑（屋敷林等）を守る
- 豊かな自然を有する地域を保全
- 樹木を残す新たな仕組み
- 水道水源林の保全管理
- 持続可能な森林循環を促進

「活かす」取組

- 緑・自然が有する機能を活用
「グリーンインフラ」
- 公園の魅力高めTOKYOの顔に
- 地域の名所として緑を活用
- 豊かな自然の魅力を発信
- 緑の多様な価値を活かす



「育てる」取組

- みんなで一緒に緑を育てる
「東京グリーンビズ・ムーブメント」
- まちづくりにあわせた緑の創出
- 豊かな緑や開放的な広場を創出
- 緑と水のネットワーク化
- まちのシンボルとなる緑豊かな空間を創出

図 1.8 東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」取組み
※「みどりと生きるまちづくり TOKYO GREEN BIZ 東京都の緑の取組 Ver. 2」（東京都政策企画局、令和6(2024)年1月）の図を一部改変

2. 世田谷区の地域特性における課題

2.1 グリーンインフラ導入にあたり考慮すべき世田谷区の地域特性

2.1.1 区の概況

1) 位置・面積

区は、東京 23 区中の南西部に位置し、都心（東京駅）まで約 9～18km、副都心（新宿・渋谷）まで約 1～10km の距離にあります（図 2.1）。東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っています。

区の形は、東西約 9km・南北約 8km のほぼ平行四辺形であり、面積は約 85.05km²です。これは大田区に次ぐ広さで、東京都区部総面積の約 1 割を占めています。

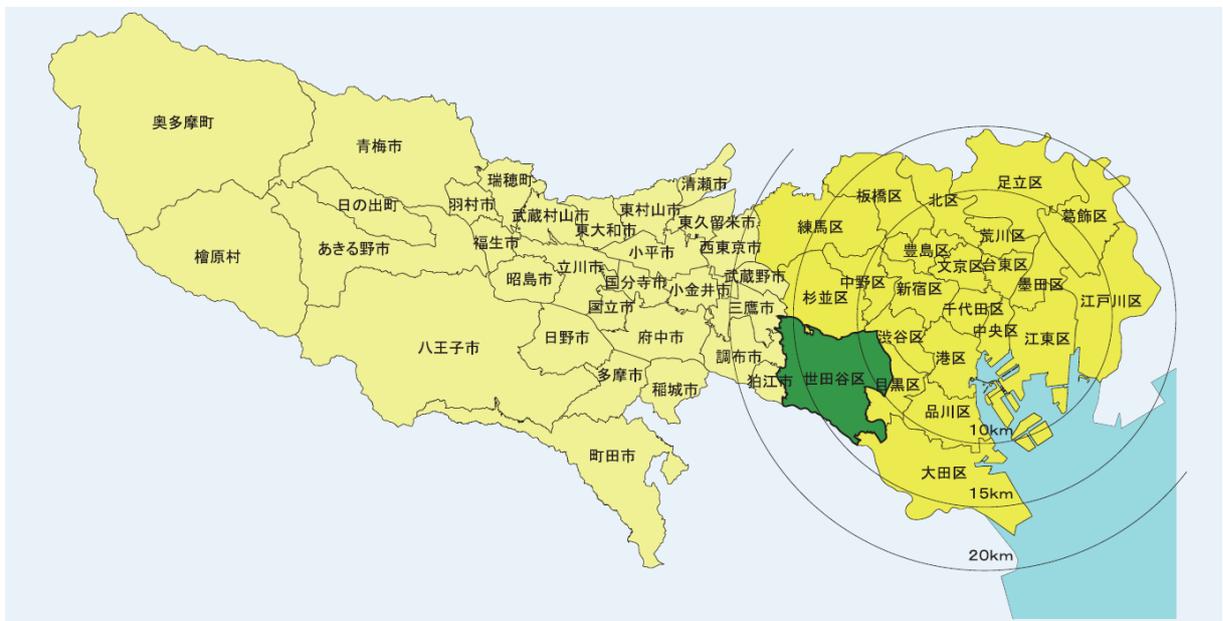


図 2.1 東京都における世田谷区の位置

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～（世田谷区、令和 5 年 4 月）

2.1.2 区の土地利用

区は都心に近い良好な住宅環境のあるまちとして、明治時代以降に開発が進められてきました。そうした経緯もあり、現在の土地利用としても区全体のほとんどが住宅の街としての特性を反映して、多くの住宅地が占めています。

特に多いのは戸建住宅を示す専用住宅用地で、区内各地にみられます。次に多いのは集合住宅となっており、両者で全体の50.5%を占めています。これに対し、専用商業施設に分類される商業施設や事務所建築物は6.2%となっています。

これらは鉄道駅周辺や幹線道路沿いに立地しており、区においては交通結節点を商業の中心としつつ、その周辺に住宅生活圏が広がっていることがわかります。

なお、大規模な公園や運動場、農地等は多摩川左岸や区中西部にみられる一方、東部では比較的少なく、畑や樹園地、森林はほとんどみられません。

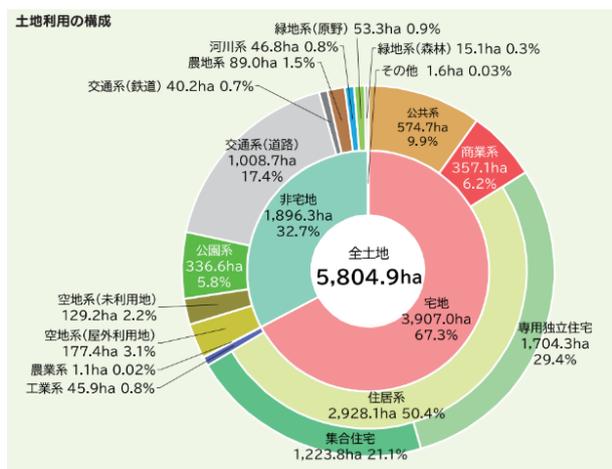


図 2.2 土地利用の構成
出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～ (世田谷区、令和 5 年 4 月)

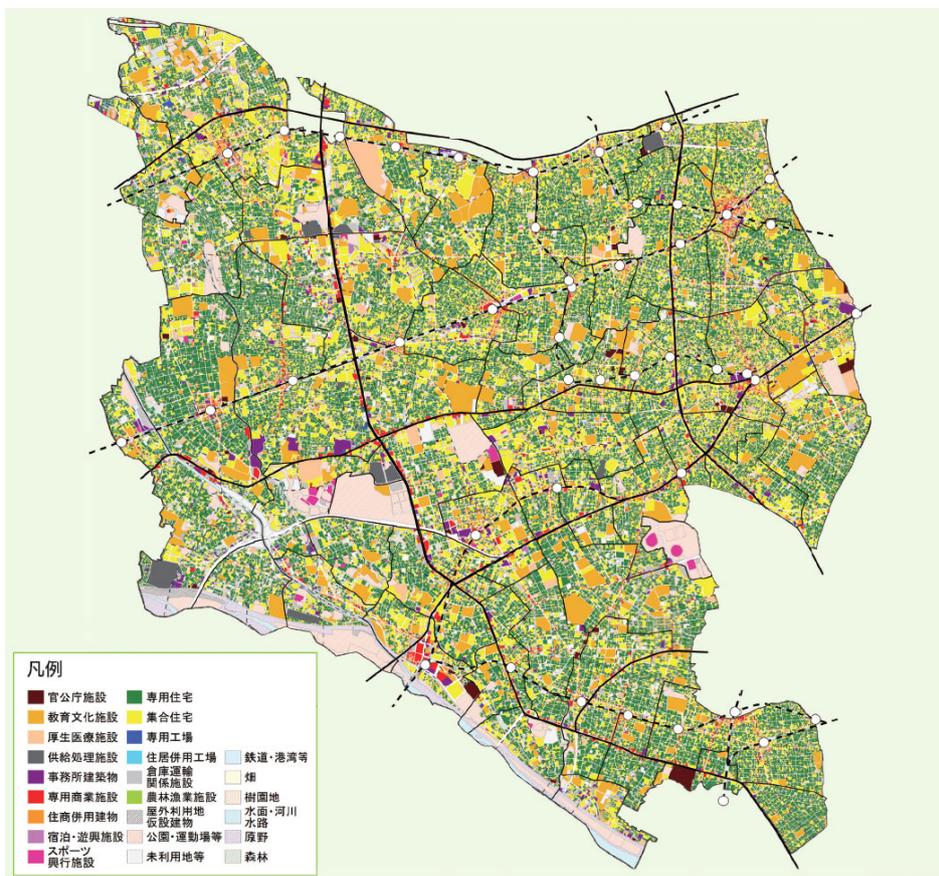


図 2.3 世田谷区の土地利用の現況

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～ (世田谷区、令和 5 年 4 月)

2.1.3 区の自然環境

1) 区の地勢と水環境

(1)地勢

区は、多くの部分を占める武蔵野台地と、その南西側を流れる多摩川沿いの低地から成り立っています。武蔵野台地の東南部は、多摩川によって形成された河岸段丘で、標高の低い立川面と、高い武蔵野面の二段が形成されています。このうち、区内の台地はほとんどが武蔵野面で、南西の端には多摩川に向かって急な段丘崖があります。

台地部の標高は、北西側で 40～50m、南東側で 25～40mほどで、台地全体が南東に向かって緩やかに傾斜しています。

区内を流れる河川には、南西部を流れる一級河川の多摩川や、仙川、野川、谷沢川等があります。これらの河川は区内を枝分かれ状に流れ、台地を浸食しながら丘や谷の起伏を形成してきました。こうしてできた代表的な地形が国分寺崖線です。国分寺崖線は約 10 万年にわたる武蔵野台地の浸食によりできた崖地であり、多摩川と野川に沿って 10～20mの高さを有するその斜面は、区内で唯一の帯状の緑地帯となっています。

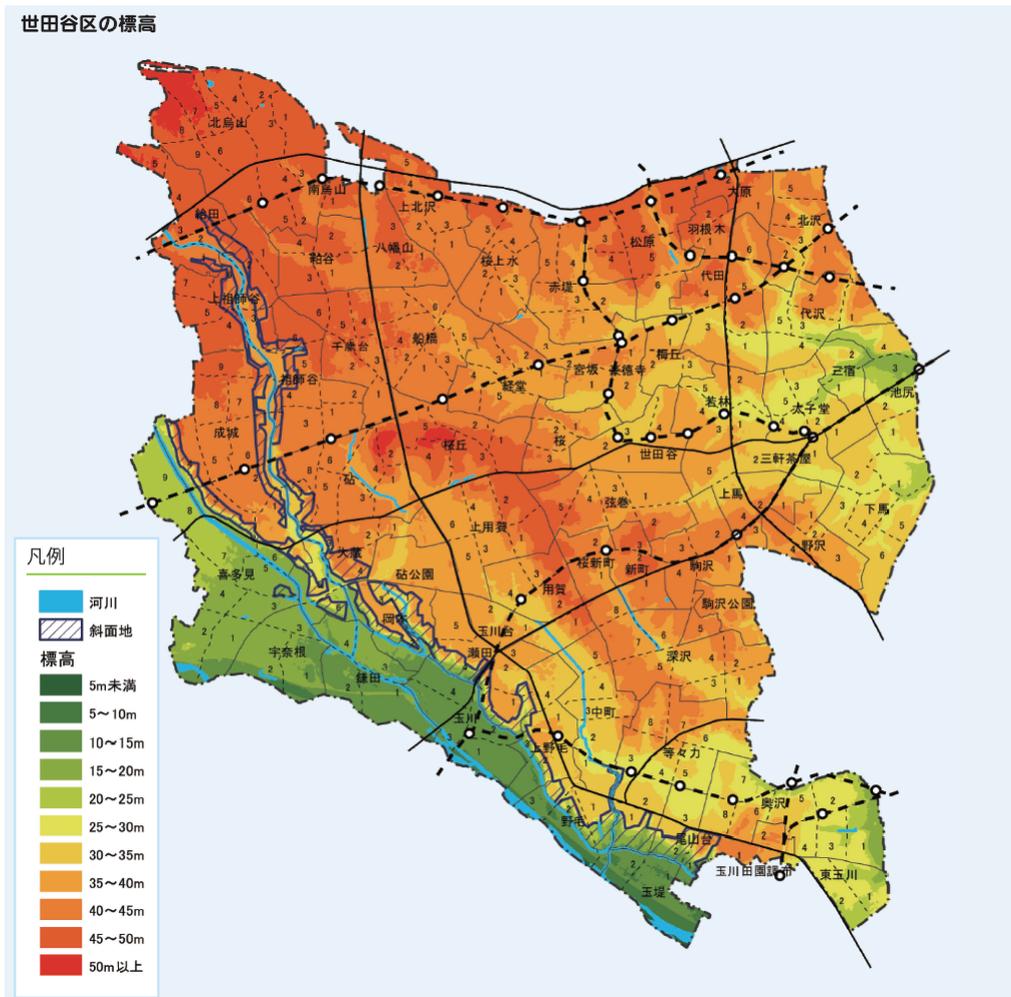


図 2.4 世田谷区の標高

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～ (世田谷区、令和 5 年 4 月)

(2)区の河川と湧水の分布

区内には、一級河川として、多摩川、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の5河川が流れており、二級河川としては目黒川、烏山川、北沢川、蛇崩川、呑川及び九品仏川の6河川が流れています。一部の河川は下水道幹線として暗渠化され、地上部は緑道となっています。

湧水は、国分寺崖線沿いなどに約100か所が確認されており、河川の重要な水源となっています。また湧水は、みどりや生きものを育み、健全な水循環の役割を担う地下水の状態を示すバロメーターとなっています。なお、「等々力溪谷・等々力不動尊」「烏山弁天池」「岡本静嘉堂緑地」の3か所は「東京の名湧水57選（東京都環境局）」に選定されています。

また、通常、地下水がある武蔵野台地のレキ層より上のローム層の中には、「宙水」と呼ばれる浅い地下水が広い地域に存在しています。

湧水・地下水は、雨量の影響を強く受けて湧水量や地下水位が変化する傾向がありますが、長期的には市街化による雨水の地下浸透量低下等が原因と思われる、わずかな減少傾向がみられます。

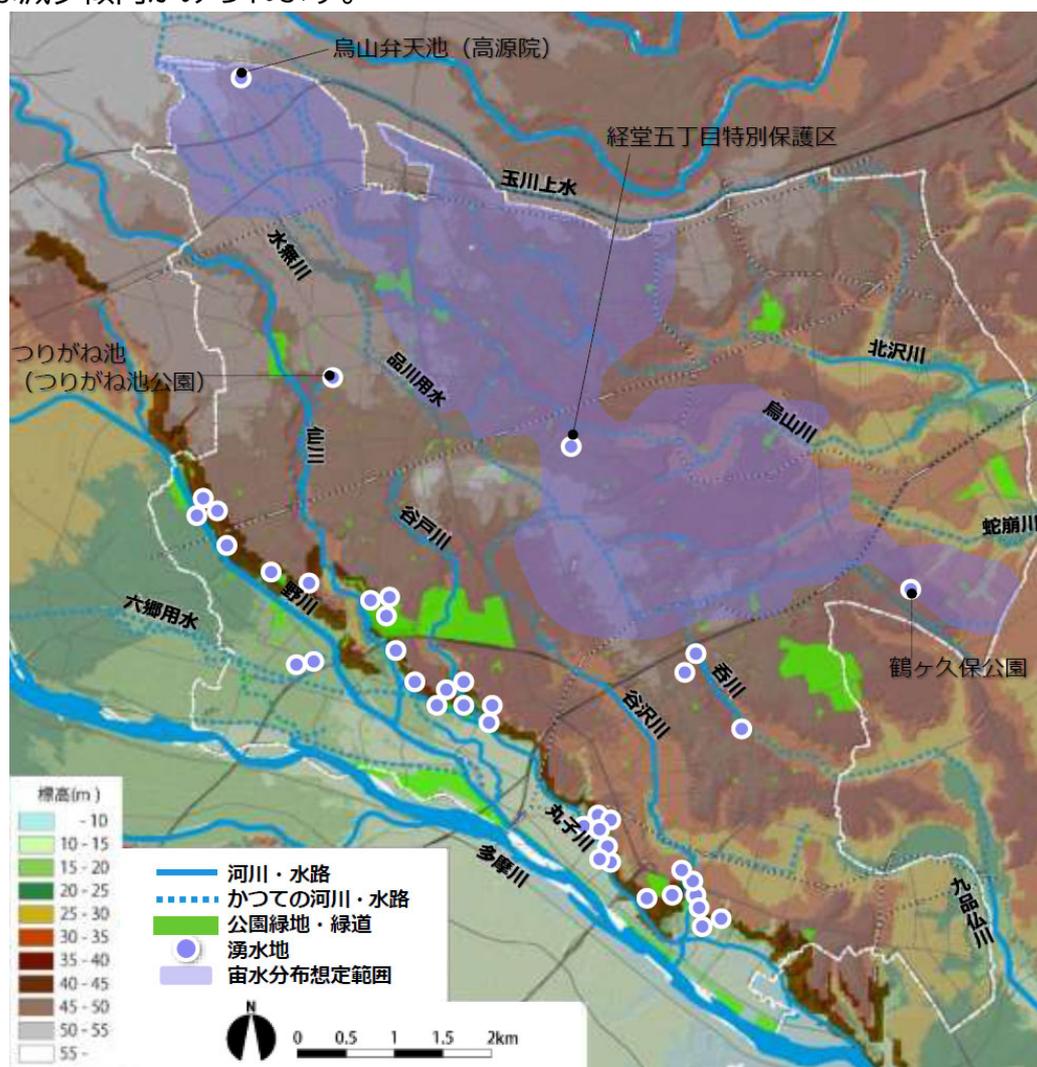


図 2.5 世田谷区的主要な河川・水路（開渠・暗渠）湧水
出典）世田谷区みどりの基本計画（世田谷区、平成 30 年 4 月）

(3)国分寺崖線

区には豊かなみどりに覆われた崖の連なり「国分寺崖線（こくぶんじがいせん）」があり、「世田谷のみどりの生命線」とも言われています。これは多摩川が10万年以上の歳月をかけて武蔵野台地を削り取ってできた段丘で、その周辺には樹林や湧水等が多く残り、生きものにとっても重要な生息空間になっています。

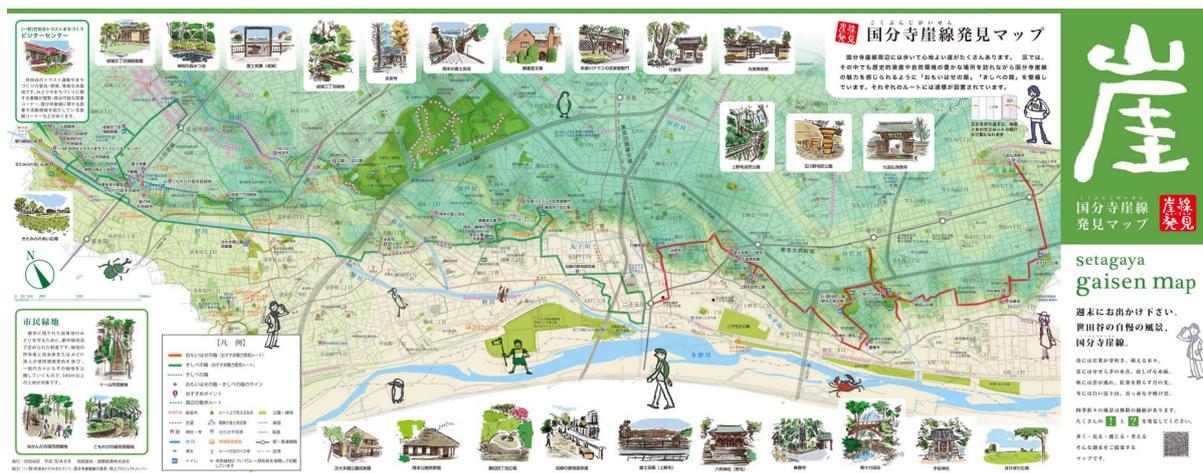


図 2.6 国分寺崖線

出典) 国分寺崖線マップ (世田谷区、令和5年3月)



国分寺崖線（成城みつ池緑地方面）
写真手前は野川



野川

2) 区の緑地等

(1) みどり面の分布

区は、市街化された住宅の街ですが、多摩川や国分寺崖線、大小様々な公園緑地、農地、住宅地の緑等、多様で良好なみどりが残っています。地域別にみると、南西の砧地域や玉川地域の一部は、多摩川や国分寺崖線のほか、砧公園や大蔵運動公園等の大規模公園、住宅地、大規模団地等のみどりと多くの農地が残っています。主に烏山地域や玉川地域、砧地域の一部は、住宅地の中に社寺林や農地が点在し、駒沢公園や祖師谷公園等の大規模公園、病院や学校、企業グラウンド等のみどりが多く残っています。北東の世田谷地域や北沢地域は、世田谷公園や羽根木公園等の中規模公園があるものの、市街化が進み比較のみどりが少なくなっています。

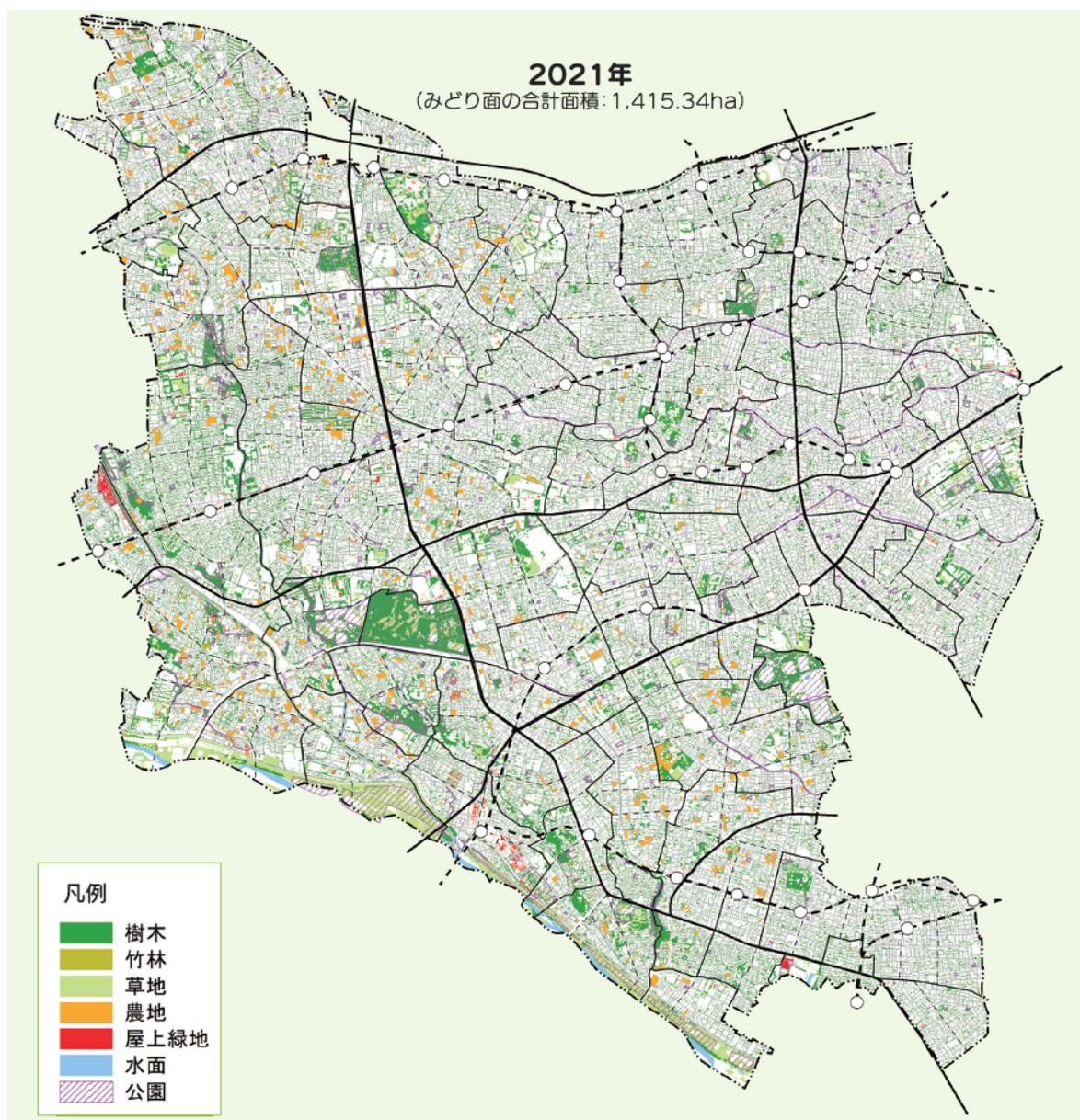


図 2.7 みどり面の分布

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～ (世田谷区、令和5年4月)

(2)みどり率（町丁目別）

区のみどり率は 24.38%で、区の南西ほど高い傾向になっています。特に多摩川と国分寺崖線に沿った地域で 30%を超えている町丁目が連続しています。一方で 10%未満の町丁目もみられます。

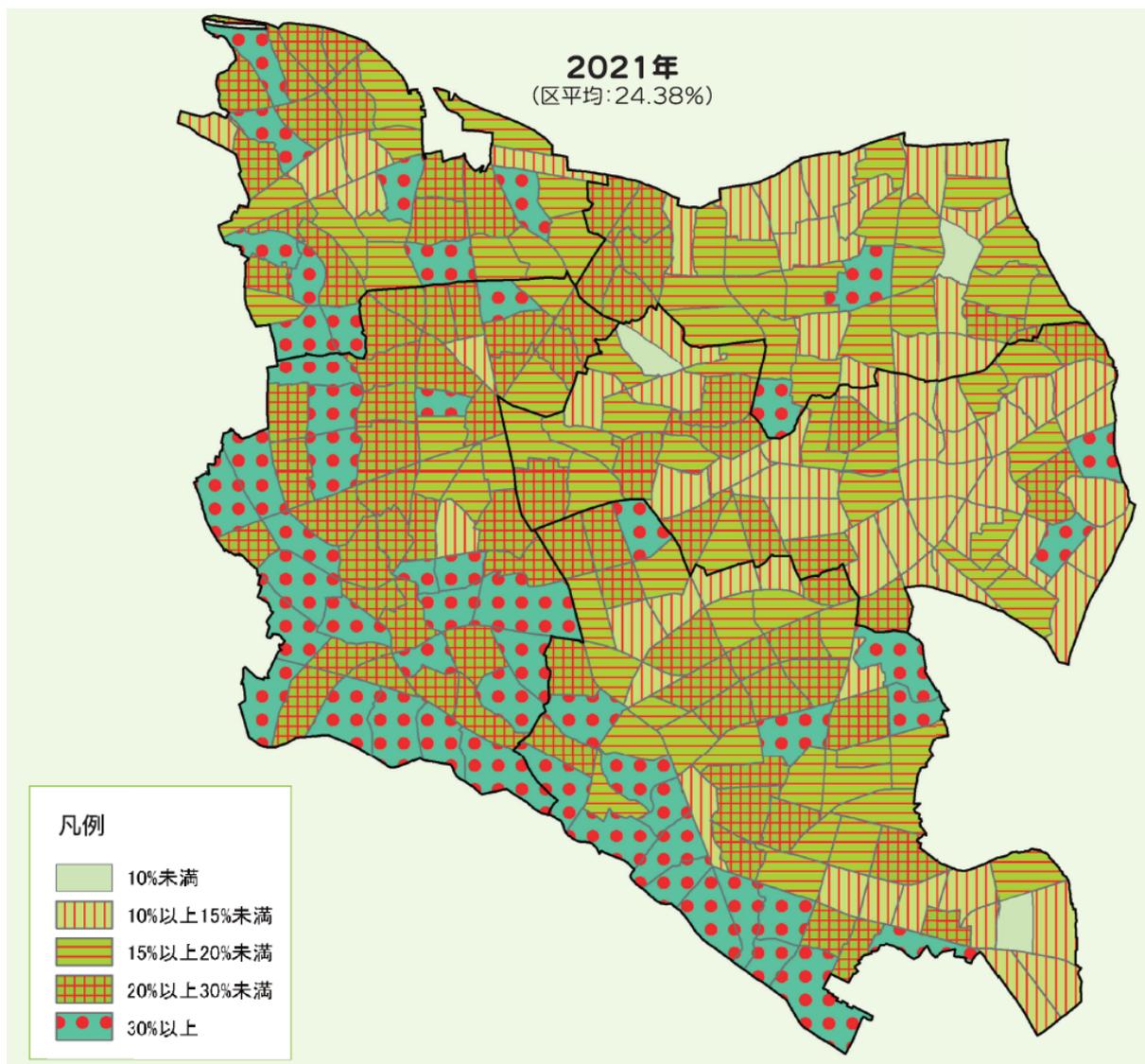


図 2.8 町丁目別みどり率

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～ (世田谷区、令和 5 年 4 月)

(3) 都市公園等

都市公園等（都立・区立の公園、身近な広場）は、2021年4月の時点で区内に559箇所あります。箇所数、面積はともに増加傾向にあり、1981年から2021年の間には341箇所、約89ha増加しました。



図 2.9 都市公園等の推移
出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～
(世田谷区、令和5年4月)

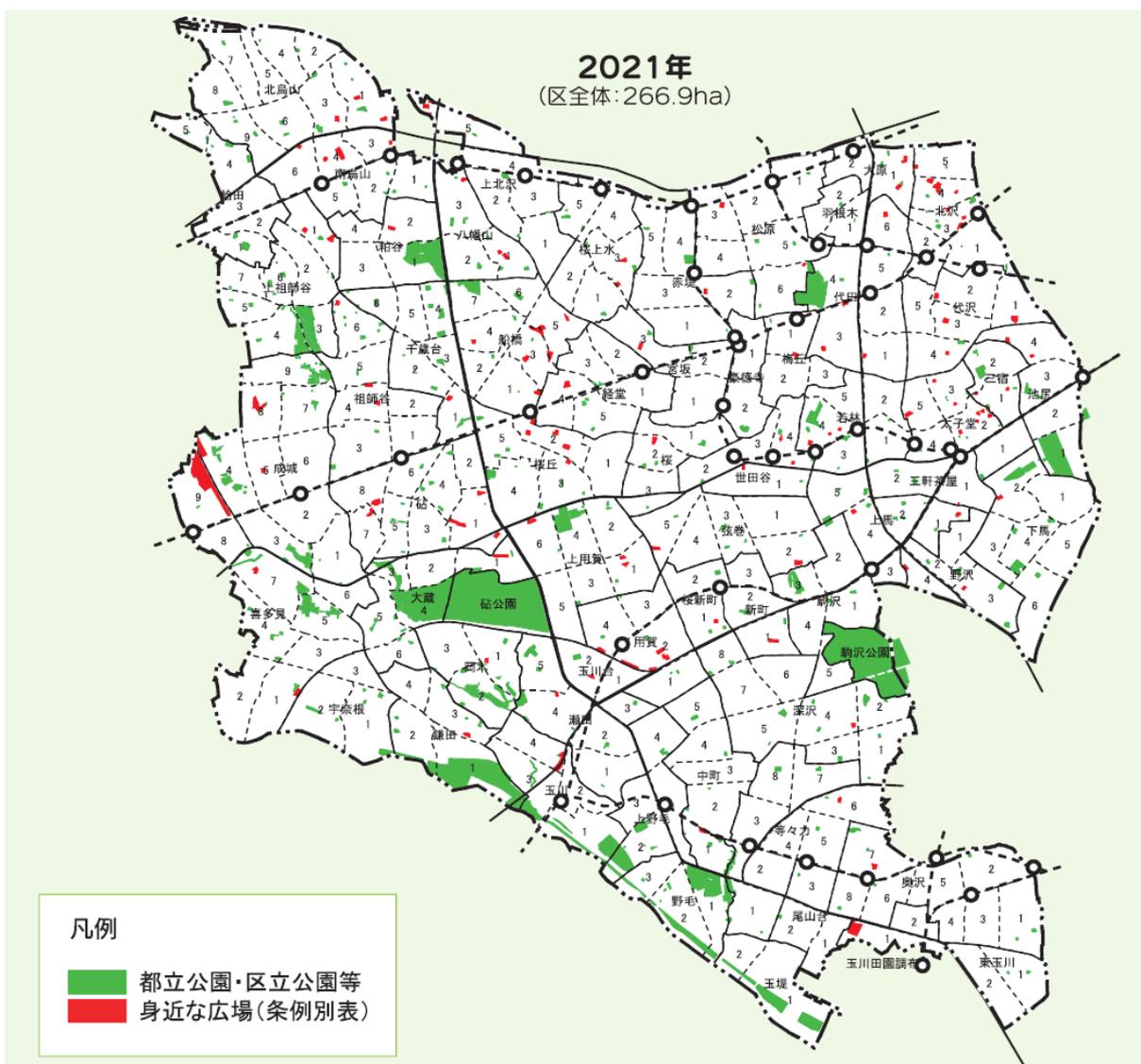


図 2.10 世田谷区の都市公園等の分布
出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～ (世田谷区、令和5年4月)

(4)区の農業の状況

区の都市農地は 2021 年の時点で 79.06 (ha) あり、農地率（全区面積に対する農地の割合）は 1.45%です。1975 年以降、農地は毎年数 ha ずつ減少しており、農家戸数についても、1975 年から 2021 年までの間に 914 戸だった農家戸数は 300 戸にまで減少しています。

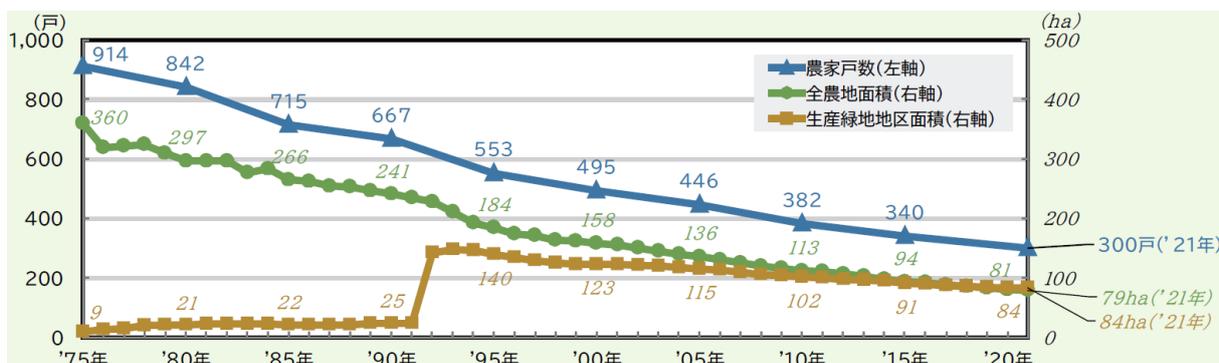


図 2.11 全農地と生産緑地地区の面積及び農家戸数の推移

※農家基本調査集計表、都市計画課資料より作成

※全農地については、10ha 以上の生産緑地及び農地を所有している農家を対象に集計しています。

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～（世田谷区、令和 5 年 4 月）

区の都市農地は、1,000～3,000m²の農地の面積が最も多く、次いで 1,000 m²以下の小規模な農地の面積が多くなっています。区の西半分によく分布し、砧地域の低地や烏山地域に農地が多くみられます。

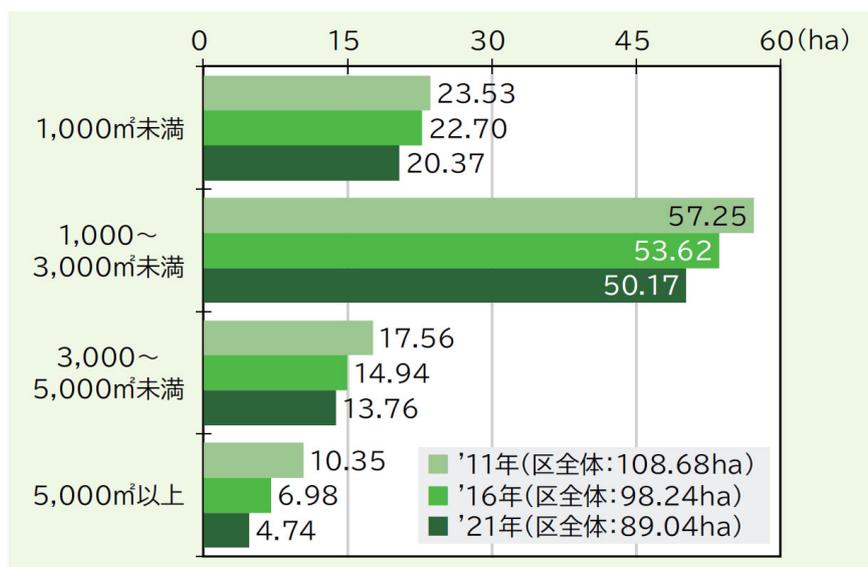


図 2.12 農地の規模別面積の推移

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～（世田谷区、令和 5 年 4 月）

3) 区の生物

河川及び主な湧水、みどり率、農地の分布状況等のみどりとみずの特徴から、区を大きく3つの地域に分けています。南西部は多摩川や国分寺崖線等のまとまった緑が多く残る「①みどりの連続性が高い地域」、中央部は住宅の中に社寺林や農地が点在する「②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域」、東部は都心に近く開発が進んでいる「③市街化が進み比較のみどりが少ない地域」という特色が見られます（図 2.13）。

また、表 2.1に令和3年度に行った動植物調査の結果を示します。

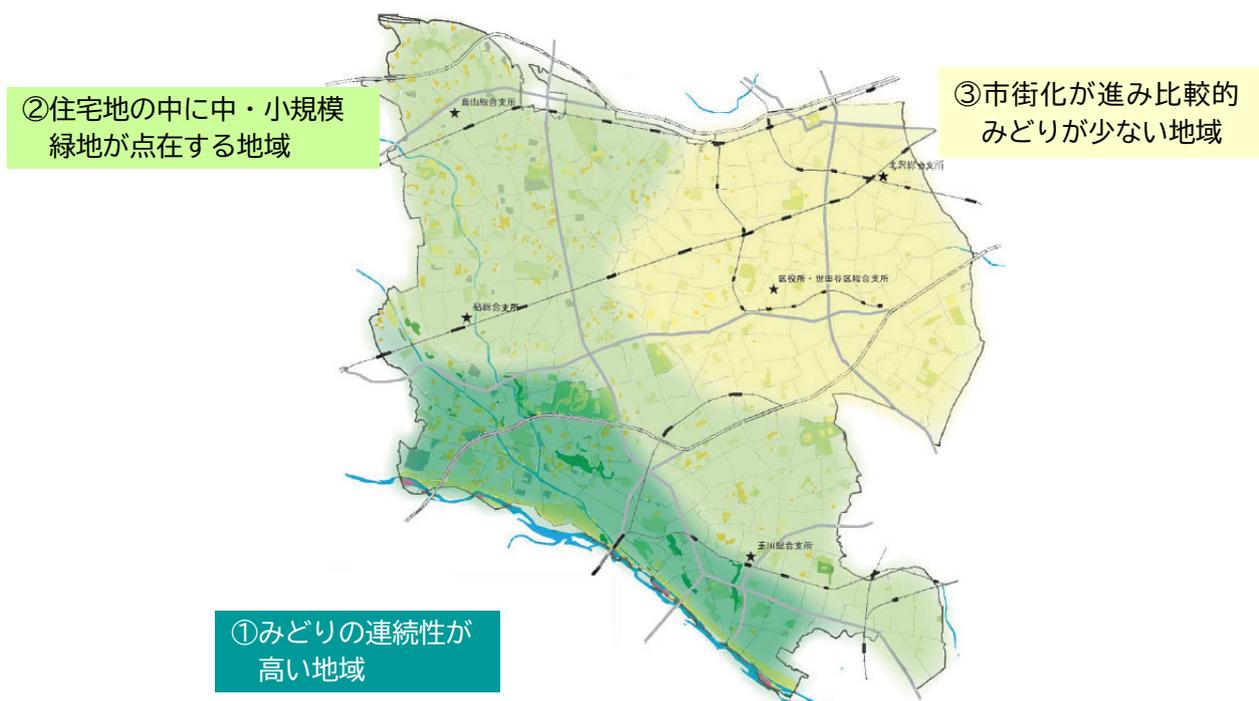


図 2.13 世田谷区の地域性区分

出典) 生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～(世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課, 2017年(平成29)年3月)

表 2.1 生物の資源調査結果 (地区別の生物の確認種数)

調査地区番号	地域区分 ^{注)}	行政区域	調査地区名	確認種数							
				植物	哺乳類	爬虫類	両生類	鳥類	昆虫類	魚類	底生動物
1	①みどりの連続性が高い地域	砧	都立砧公園	477	3	4	0	32	283	2	52
2		玉川	等々力溪谷公園	299	4	3	1	19	172	4	46
3	②住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域	烏山	給田四丁目緑地とその周辺	480	1	3	0	18	210	—	—
4		世田谷	烏山川緑道	371	1	2	0	17	201	—	—
5	③市街化が進み比較のみどりが少ない地域	北沢	大原一丁目柳澤の杜市民緑地とその周辺	391	0	1	0	12	122	—	—

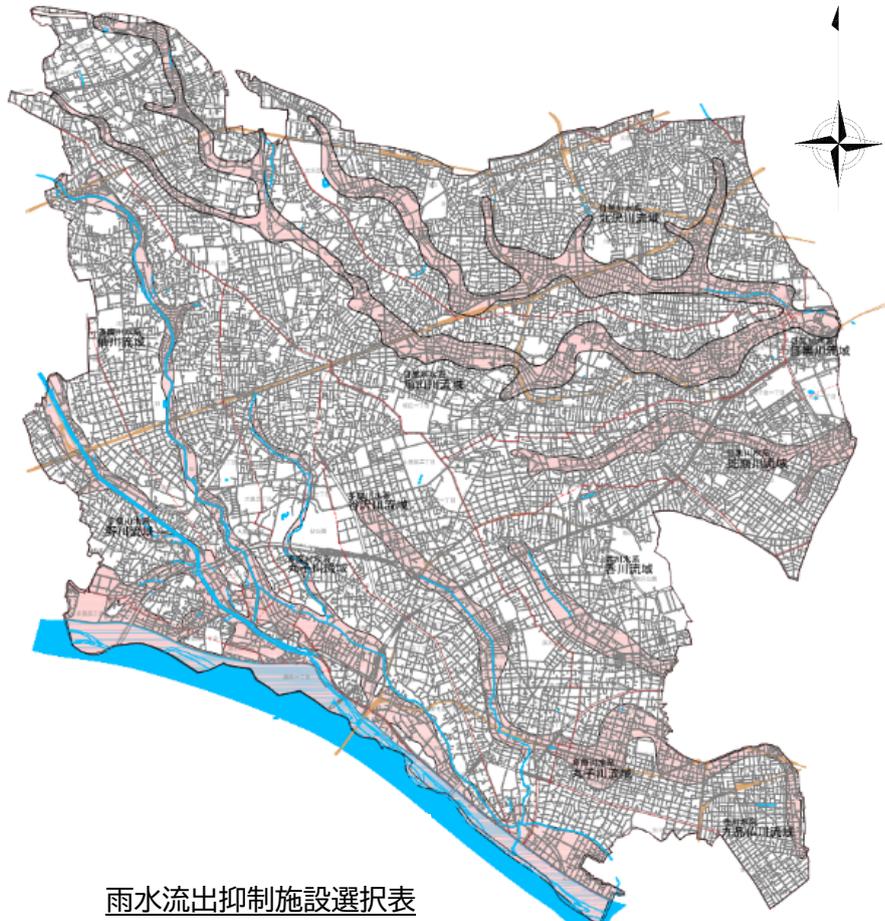
注) 地域区分は図 2.13 による。表中の数字は種数を示す。

出典) 令和3年度世田谷区みどりの資源調査報告書(世田谷区、令和4年3月)

2.1.4 グリーンインフラ導入検討に資する情報

1) 雨水流出抑制施設選択

貯留・浸透施設の設置について、貯留施設は浸透効果に係わらず設置できますが、浸透施設は地形条件等を踏まえて、浸透効果を確認した上で設置する必要があります。地形と地下水位の位置関係で見ると、一般的には、標高の高い台地では、地下水位は地表から深い位置に存在し、標高の低い低地では、地下水位は地表から浅い位置に存在することになります。区においても、河川等に向かって高低差があり、地下水位が地表から浅い箇所があります。このような箇所では、浸透効果が得られない可能性があります。図 2.14に示す雨水流出抑制施設選択図は、この地形条件等を加味して、「浸透施設の設置に適した区域」と「浸透施設の設置に際して調査が必要な区域」に色分けした図となります。



雨水流出抑制施設選択表

凡 例	雨水流出抑制方法	施設の種類	区 域	
			○	△
-----	河川流域界			
○	浸透施設の設置に適した区域	浸透トレンチ 浸透樹 浸透側溝	○	△
●	浸透施設の設置に際して調査が必要な区域	透水性舗装	○	○
		貯留型 全種類	○	○

<small>※上記にかかわらず、下記に示す場所においては、浸透型施設の設置を禁止する。</small> <small>(1)急傾斜地(30°以上)</small> <small>(2)法面の安全性が損なわれる場所</small>	<p>台地 (浸透対策に適した地域)</p> <p>低地 (浸透対策に地形条件等の勘案が必要な地域)</p> <p>地下水位</p> <p>浸透はあまり期待できない</p>
---	--

図 2.14 雨水流出抑制施設選択図
出典) 世田谷区雨水流出抑制施設技術指針(世田谷区、令和6年3月)

○：設置効果が期待できる。
 △：設置に当たっては、調査を必要とする。
 その他世田谷区土砂災害ハザードマップ及び東京都の「大規模造成地マップ(世田谷区)」(※東京都都市整備局 HP 参照)を参考とする。

2) 湧水保全重点地区

湧水保全重点地区とは、「湧水の涵養^{かんよう}のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区（世田谷区みどりの基本条例施行規則（平成17年4月1日規則第77号））」のことで

湧水保全重点地区では、区全域で推進している雨水浸透施設設置助成を特に重点的に進めています。

（雨水浸透施設の設置）

第21条 区長は、地下水及び湧水の涵養^{かんよう}のため、区が設置し、又は管理する公共施設において、雨水浸透施設を設置しなければならない。

2 区民は、地下水及び湧水の涵養^{かんよう}のため、雨水浸透施設の設置に努めなければならない。

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月14日条例第13号）別表第4（第17条関係）

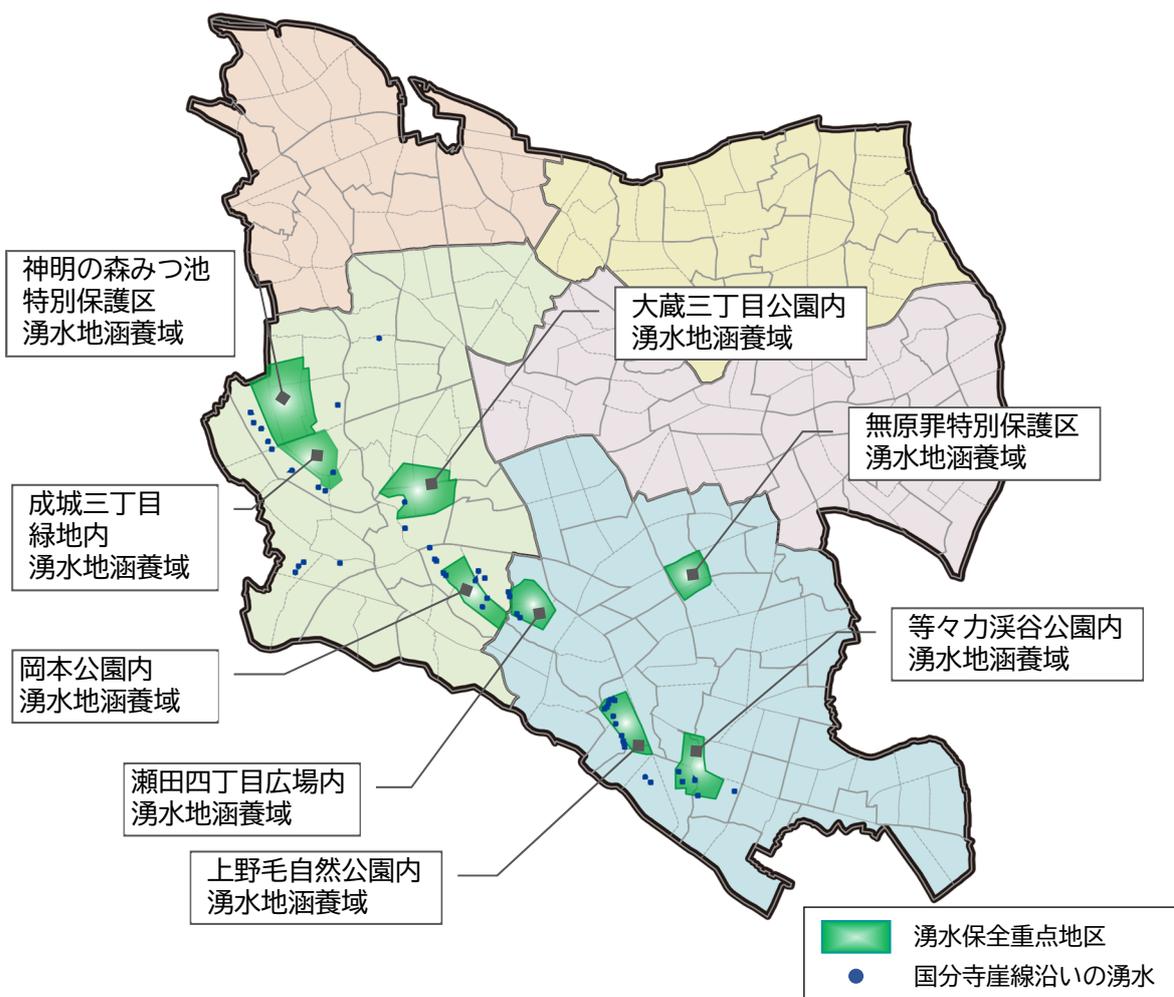


図 2.15 湧水保全重点地区の位置
出典）雨水浸透ますトレンチ設置助成ご案内（世田谷区）

3) 流域対策推進地区

流域対策推進地区とは、過去に浸水被害があるなど、特に流域対策（雨水貯留浸透）の推進・促進を図る必要がある区域のことであり、図 2.16 に示す 6 地区を設定しています。この流域対策推進地区では、公園及び道路について、基準をより強化した単位対策量を設定しています（表 2.2）。

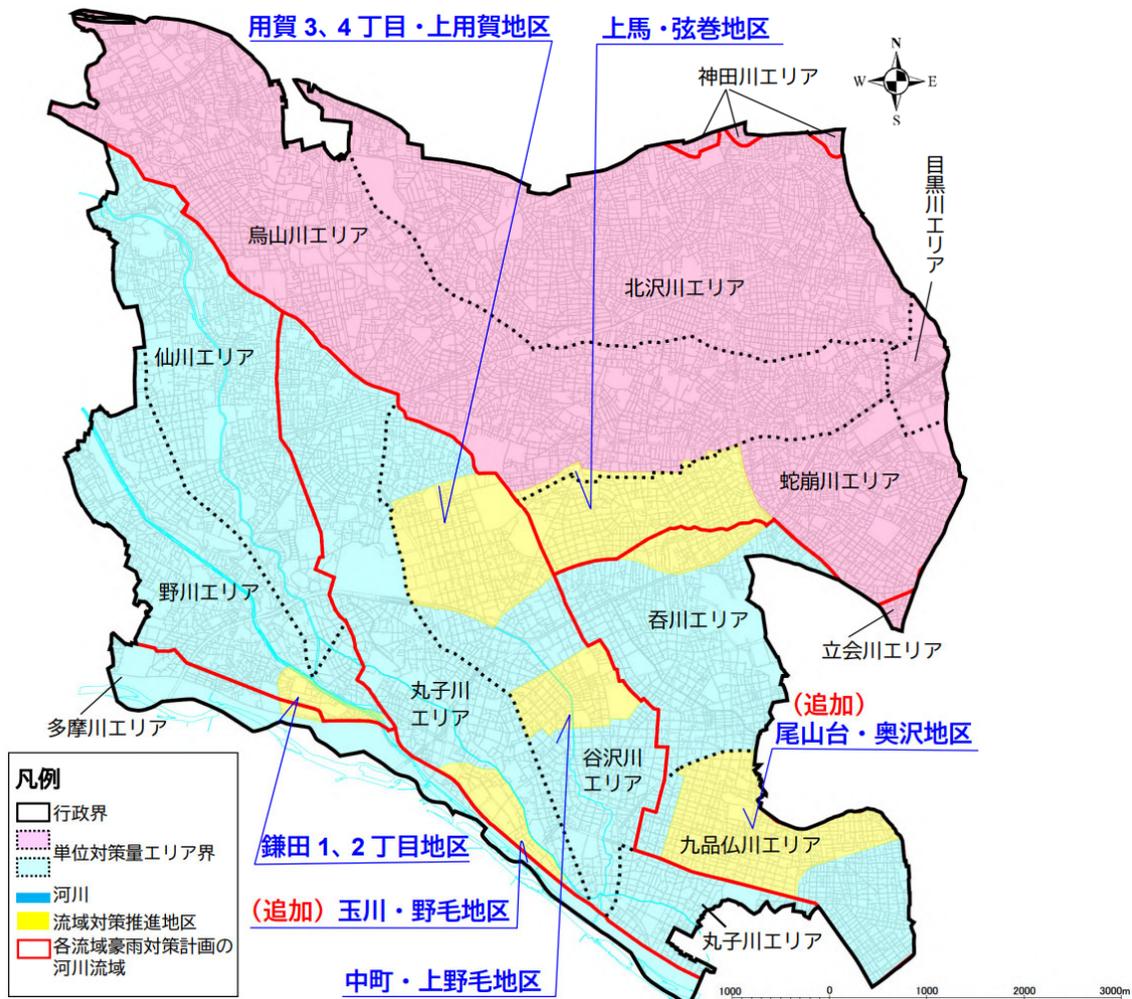


図 2.16 「流域対策推進地区」の位置

出典) 世田谷区豪雨対策行動計画(改定)(世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課、令和 4 年 3 月)

表 2.2 単位対策量一覧表

対象施設	単位対策量 (m ³ /ha)			(参考) 区内 5 河川 各流域豪雨対策計画 (東京都総合治水 対策協議会)	
	目黒川エリア 北沢川エリア 鳥山川エリア 蛇崩川エリア 神田川エリア 立会川エリア	谷沢川エリア 丸子川エリア 野川エリア 仙川エリア 呑川エリア 九品仏川エリア 多摩川エリア	[流域対策推進地区] 用賀 3、4 丁目・上用賀地区 鎌田 1、2 丁目地区 上馬・弦巻地区 中町・上野毛地区 (追加) 尾山台・奥沢地区 (追加) 玉川・野毛地区		
公共施設 (以下の施設を除く)	600			600※	
教育施設	600		1,000	600※	
公園	敷地面積 3,000 m ² 以上	600	1,000	600※	
	敷地面積 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	600	700	1,000	600※
	敷地面積 1,000 m ² 未満	600		600※	
道路	300	500	600	車道 290/歩道 200	
鉄道又は高速道路施設	300				
大規模民間施設 (敷地面積 500 m ² 以上)	600			600※	
小規模民間施設 (敷地面積 500 m ² 未満)	300			300	
私道	300				

出典) 世田谷区豪雨対策行動計画(改定)(世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課、令和 4 年 3 月)

※ 目黒川流域 (目黒川エリア、北沢川エリア、鳥山川エリア、蛇崩川エリア) および野川流域 (野川エリア、仙川エリア) は 500

2.2 区の地域特性における課題

1) 流域対策

気候変動の影響により、台風がより発達した状態で上陸する可能性が示されるとともに、近年頻発している局所的な集中豪雨により、今後更に水災害が増加する懸念が高まっています。

区内においても、都内雨量観測所数に対する時間 50mm 以上の降雨の発生回数の割合は増加傾向にあることがわかります（図 2.17）。

最近では、線状降水帯（積乱雲が線状に伸びた地域で大雨を降らせる現象）により豪雨災害が引き起こされるケースが増えており、気象庁は関東甲信越地方においても線状降水帯が発生する可能性を示していることから、今後警戒が必要です。

区のような都市部では都市化が進み、道路もアスファルト等で舗装されていて雨水が浸透しにくくなっていることから、豪雨の際には、雨水排水が追い付かなくなり、浸水被害が生じる恐れがあります。

これらの浸水における対策としては、河川や下水道の役割の強化策だけではなく、人々が生活する空間を含む流域全体において対策（流域対策）していくことが求められています。

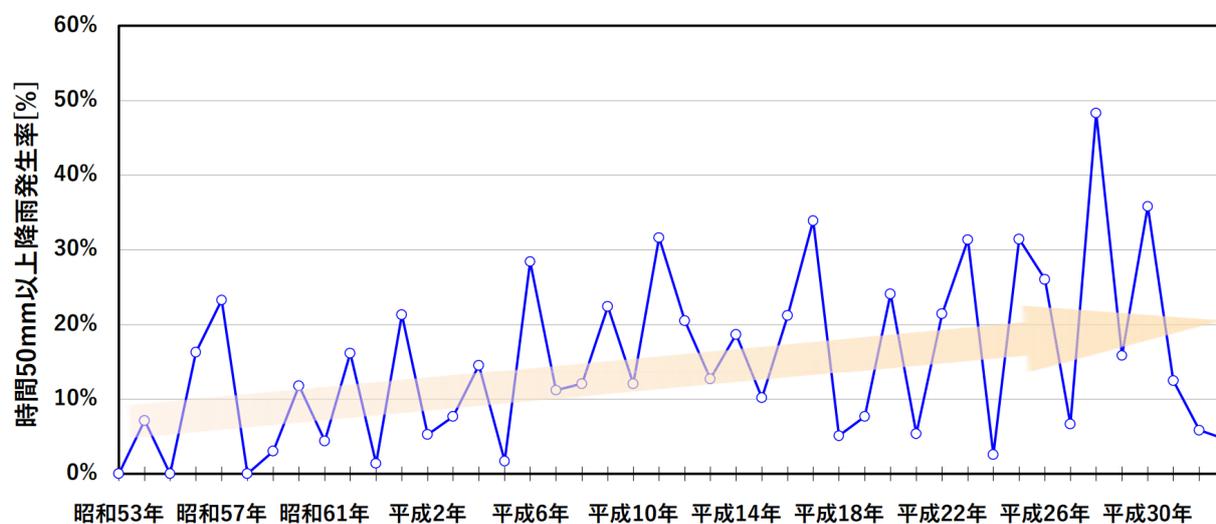


図 2.17 時間 50 ミリ以上の降雨発生率の経年変化

出典) 東京都豪雨対策基本方針（改定）（東京都、令和5年12月）

2) 緑地の動向（みどり率他）

緑被率、自然面率及び 2000 年に指標化されたみどり率については、測定精度が向上した 2006 年以降だけで見ても、微減傾向にあります。

区は、みどりの将来像『多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷』の実現を目指して、区制 100 周年となる 2032(令和 14)年にみどり率を 33%とする長期目標「世田谷みどり 33」を掲げています。現在、減少傾向にあるみどり率等を回復傾向に転じさせて、目標の達成に向けて、有効な解決策の創出が課題です。

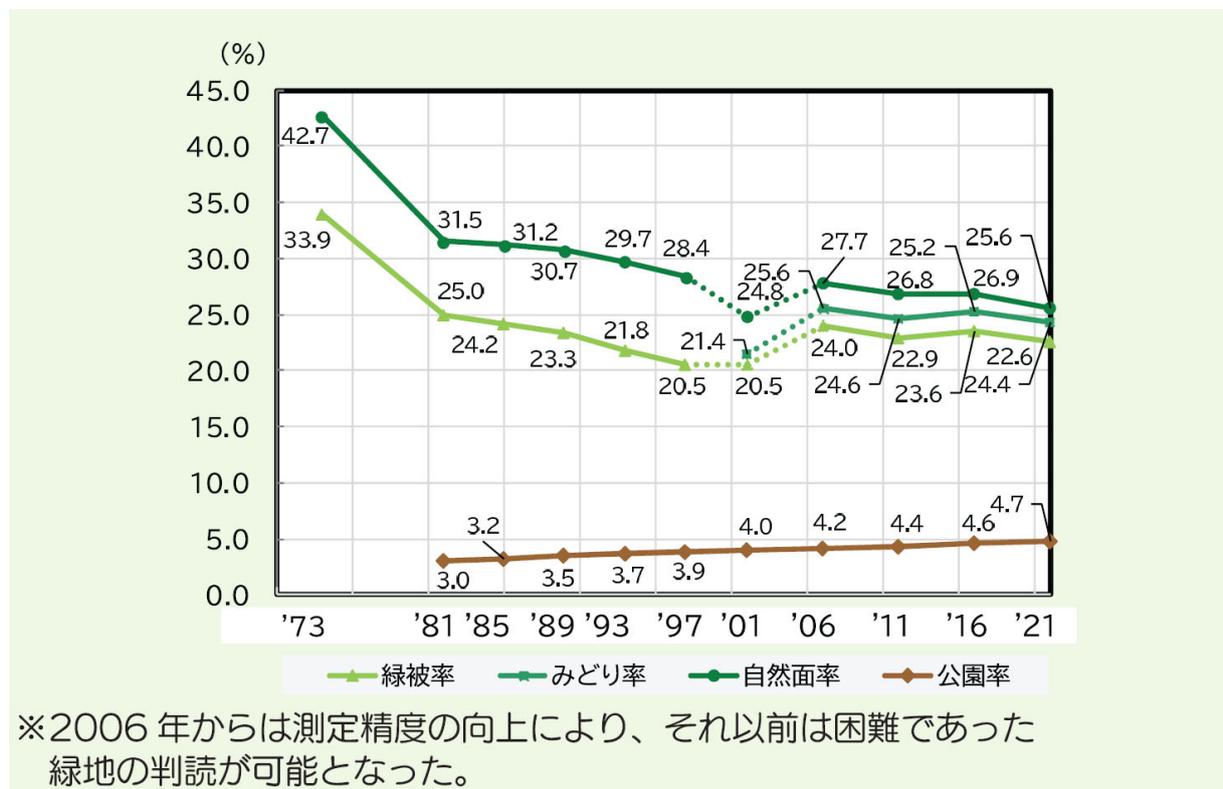


図 2.18 緑被率、みどり率、自然面率、公園率の推移

出典) 世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～（世田谷区、令和 5 年 4 月）

3) 国分寺崖線のみどり

国分寺崖線上に位置する成城みつ池緑地付近における過去と現在の空中写真を比較してみました（図 2.19）。成城みつ池緑地に含まれる神明の森みつ池特別保護区は、都市緑地法による特別緑地保全地区に指定（昭和 53 年 3 月 8 日）されています。

成城みつ池緑地のように、現制度下において適切に保全されている緑地も見られますが、その周辺の緑地については、過去には崖線と呼ばれるように線状に繋がっていた一方、現在では宅地化等により緑地の縮小・消失が見られます。



(1944年10月16日撮影)

(2019年10月30日撮影)

図 2.19 国分寺崖線のみどりの変遷

※左図) 国土地理院ウェブサイト・地図・空中写真閲覧サービス

(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=743331>) を加工して作成

※右図) 国土地理院ウェブサイト・地図・空中写真閲覧サービス

(<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1878788>) を加工して作成

4) 都市農地

区の農地面積は、戦後、減少の一途をたどっています。昭和25年(1950年)に1,345.70(ha)あった農地は、令和4年(2022年)には77.28(ha)となっており、この約70年の間に、面積にして1268.42(ha)、割合として94.3%の農地が失われたこととなります。農地の減少は、農地がもつ雨水貯留・浸透機能(都市型水害の軽減機能)や良好な風景の形成機能、環境教育、自然とのふれあいの場の提供機能が失われることとなりますので、良好な都市環境の形成に資するみどりとして保全していくことが求められています。

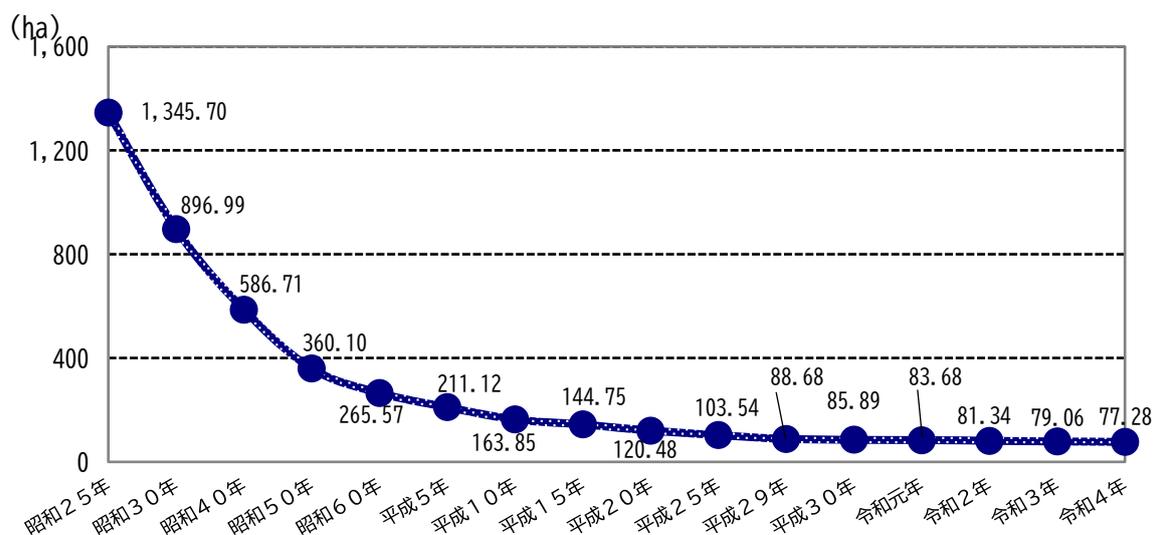


図 2.20 区内農地面積の推移

※「せたがや農業通信 令和5年度世田谷の農業の概要」(世田谷区、令和5年4月)のグラフを一部改変

5) ヒートアイランド現象

ヒートアイランドとは、区のような都市部にできる局地的な高温域のことであり、郊外に比べて都市部ほど気温が高く、等温線が島のようになることからこの名前がついています。

ヒートアイランド現象を形成する主な要因としては、緑や水面といった自然面の減少、道路(アスファルト)や建物(コンクリート等)等の人工被覆面の増加、エアコンや自動車等から排出される人工排熱の増加、都市形態(建物幅、建物高さ等)の変化の3点を挙げるすることができます。

ヒートアイランドは地球温暖化による影響とあいまって、真夏日・猛暑日の日数を増加させていると言われています。また、真夏日や熱帯夜の日数の増加は、熱中症や睡眠障害の増加、感染症の流行域拡大等との関連も指摘されています。

東京都が作成した熱環境マップ(図 2.21)によれば、区では特に環七通り東側の住宅密集地域においてヒートアイランドの課題が見られます。

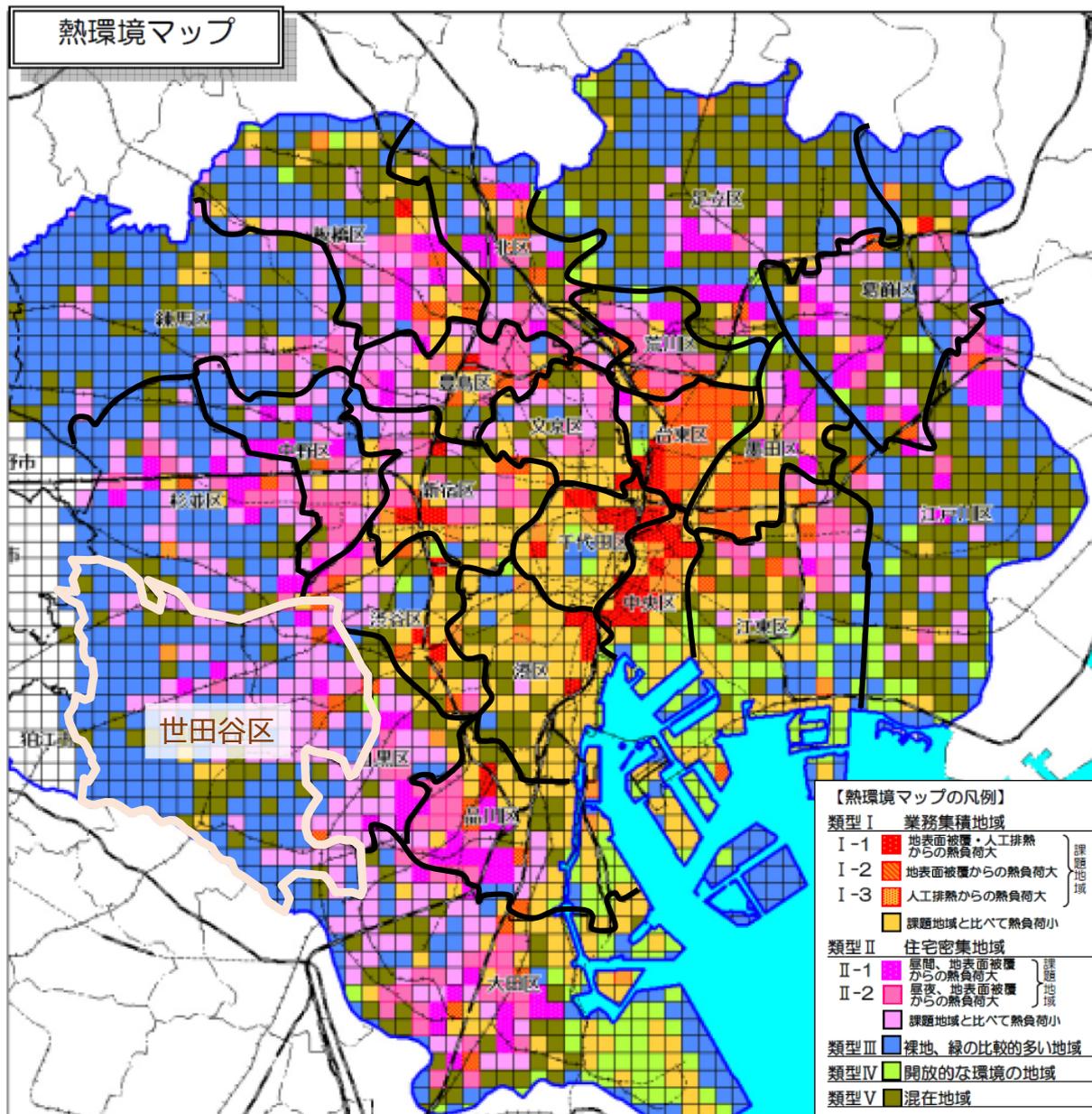


図 2.21 熱環境マップ (10 類型)

※本マップの作成に際しては、独立行政法人建築研究所足永研究室が開発した都市気候予測システムUCSSにより算出したデータ等を元に、各地域の特性を把握し、類型化を行っています。
出典) ヒートアイランド対策ガイドライン (東京都、平成17年7月)

3. 区の各行政計画におけるグリーンインフラの扱い

区のグリーンインフラに係る各行政計画において、グリーンインフラがどのように記載されているか、以下に示します。

3.1 世田谷区みどりの基本計画（2018年度～2027年度）

本基本計画において、区は、区制100周年となる2032年（令和14年）までに、みどり率33%を確保するため、「水循環の回復」、「みどりの道づくり」、「みどりによる安全なまちづくり」の取組みとしてグリーンインフラを掲げています。

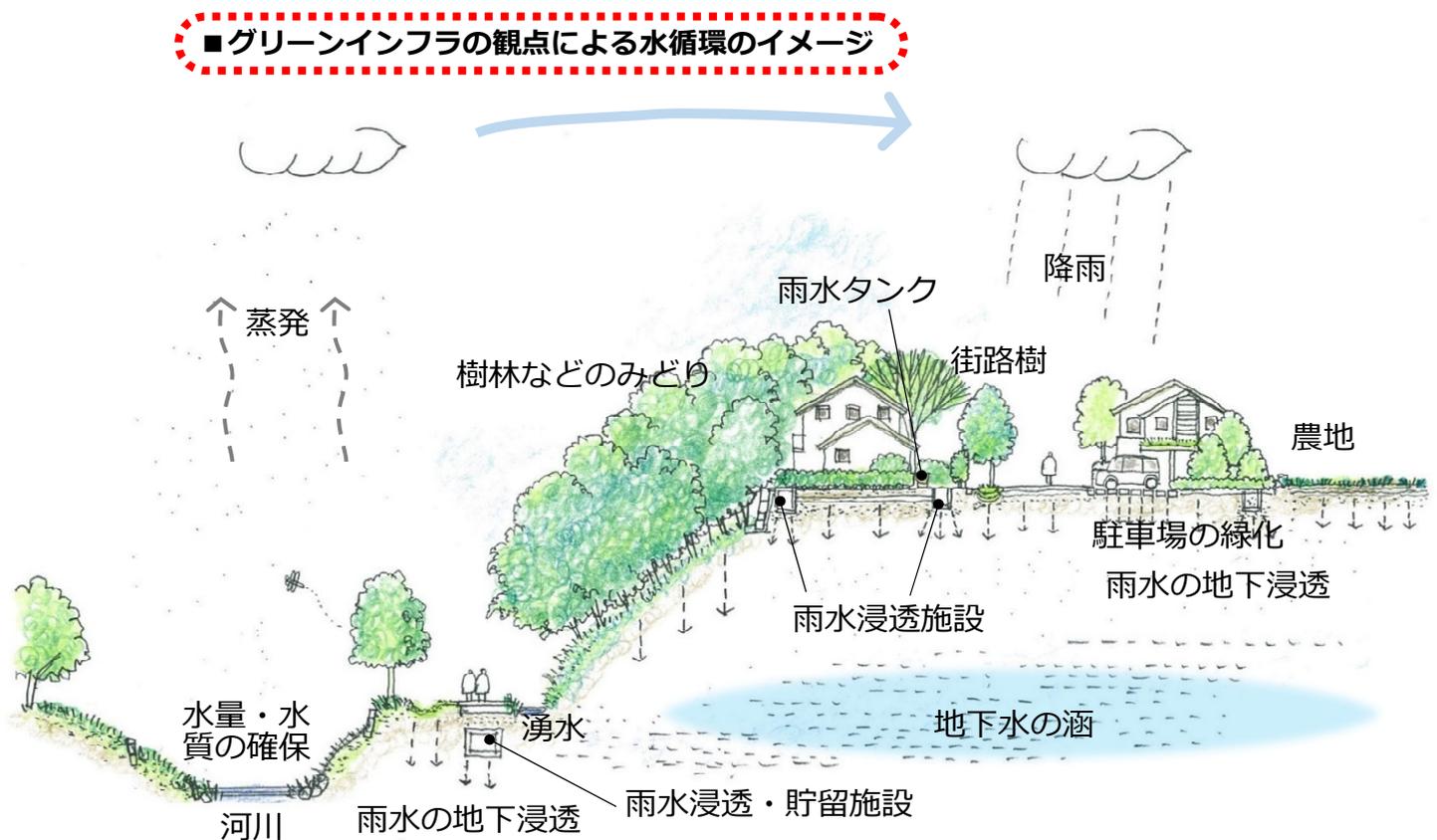


図 3.1 グリーンインフラの観点による水循環のイメージ
出典) 世田谷区みどりの基本計画（世田谷区、平成30年4月）

3.2 世田谷区豪雨対策行動計画（改定）

区は、グリーンインフラの持つ雨水貯留・浸透、流出抑制機能に着目し、「流域対策」の強化にあたり、「グリーンインフラの推進・促進」を加え、グリーンインフラを流域対策の考え方に位置付けています。

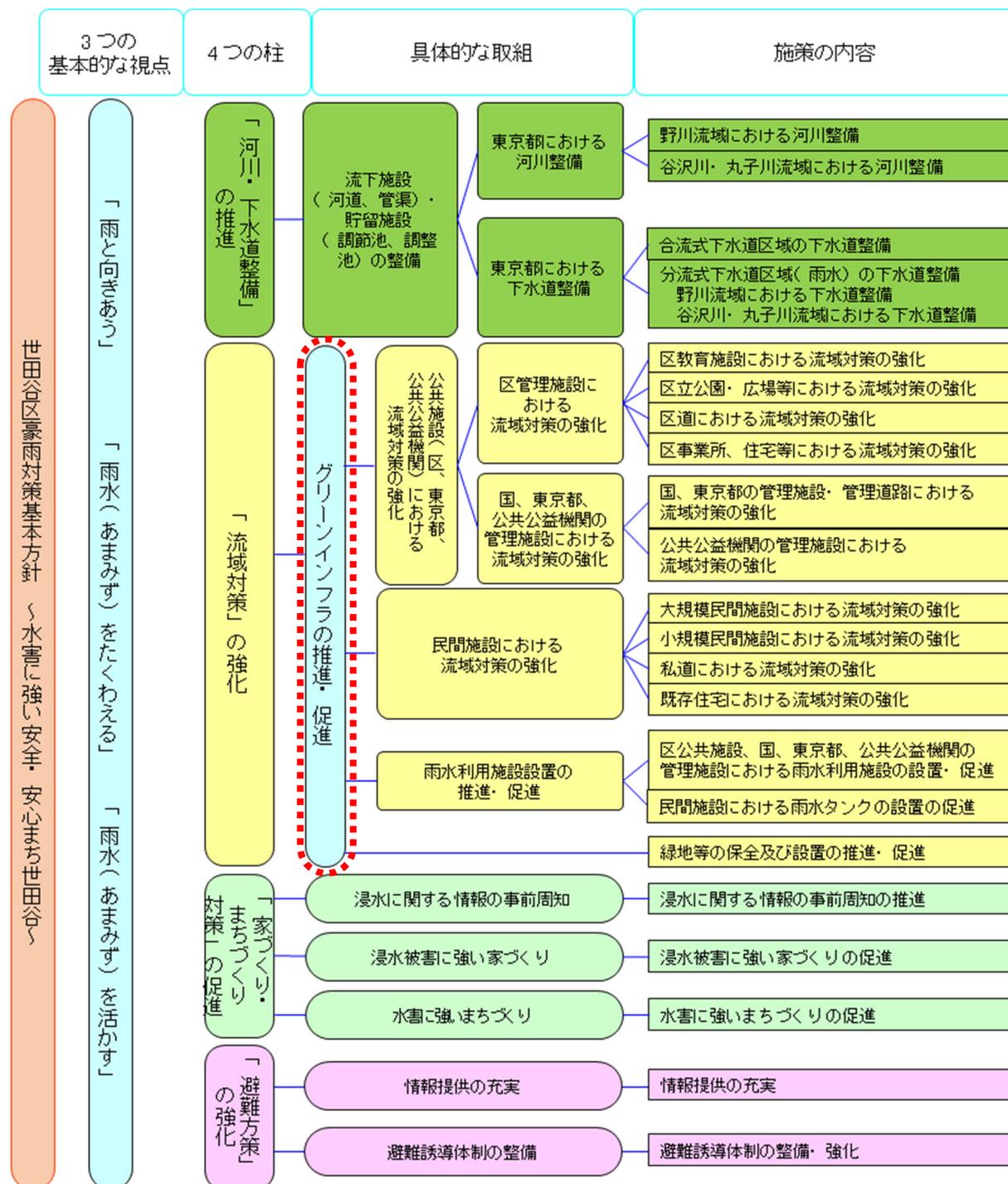


図 3.2 世田谷区豪雨対策行動計画の体系図に見るグリーンインフラの位置付け
※「世田谷区豪雨対策行動計画（改定）」（世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課、令和4年3月）の図を一部改変

3.3 世田谷区第四次住宅整備方針

世田谷区第四次住宅整備方針では、区民の健康で文化的な住生活の維持向上を目的とした世田谷区住宅条例に基づき、10年間の基本理念を掲げています（以下）。

みんなで支え次世代へつなぐ安全で安心な暮らし・住まい・まちづくり世田谷

区では、この基本理念の実現に向けて3つの基本方針を定め、それぞれの基本方針に沿った取組みを進めています。この基本方針3（安全・安心で愛着を育むまちづくり）の2番目「(2) みどりのまちづくり」にグリーンインフラの取組みを位置付けています。

世田谷区には、都心近くでありながらみどりとみずの豊かな住宅地が広がっており、住宅地における緑化や農地の確保によるみどりの保全や水辺、河川、公園等の多様な自然資源・風景資産を活かしたまちづくりが必要です。
 条例等に基づいた緑化の促進や、都市農地等の保全を進めることで、みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、雨水貯留浸透施設やグリーンインフラ*により雨水流出抑制や地下水涵養を図り、豊かな水環境を生み出すまちづくりを推進します。

■関連するSDGsの目標



- ゴール6…全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ゴール11…包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール15…陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復並びに生物多様性の損失の阻止を図る
- ゴール16…持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ゴール17…持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

■改定のポイント

みどり豊かなまちづくり **基本施策（中項目）①**
 ・都市農地の保全

豊かな水環境を生み出すまちづくり **基本施策（中項目）②**
 ・グリーンインフラ*の促進

図 3.3 世田谷区第四次住宅整備方針の基本方針3 (2) みどりのまちづくり抜粋
 ※「世田谷区第四次住宅整備方針[令和3～12年度]」（世田谷区、令和3(2021)年6月）の図を一部改変

3.4 世田谷区環境基本計画（後期）（2020年度～2024年度）

本計画では、後期計画の実施にあたって重視すべき10の視点を整理しており、その一つとして『豪雨対策など、グリーンインフラの視点を踏まえた取組みの推進』を掲げています。

【後期計画の実施にあたっての重視すべき視点】

- ◆SDGs（持続可能な開発目標）の考え方の活用
- ◆都市農地の維持保全など、みどりを守り育てる取組みの推進
- ◆脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進
- ◆再生可能エネルギーの一層の普及促進
- ◆地域間連携による環境施策の展開
- ◆次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- ◆海洋プラスチックごみ問題への対応
- ◆住宅の省エネルギー化の促進
- ◆豪雨対策など、グリーンインフラの視点を踏まえた取組みの推進

図 3.4 後期計画の実施にあたっての重視すべき視点

※「世田谷区環境基本計画（後期）」（世田谷区、令和2年3月）の図を一部改変

3.5 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画では、区のみならず将来像の実現と、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、区民・事業者・区等のそれぞれが、主体的に地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みを進めることとしています。

地球温暖化対策における区の施策体系については、図 3.5に示すとおりであり、区が行う6つの施策のうちの地球温暖化適応策として、グリーンインフラを取り入れた施設整備等が位置づけられています。

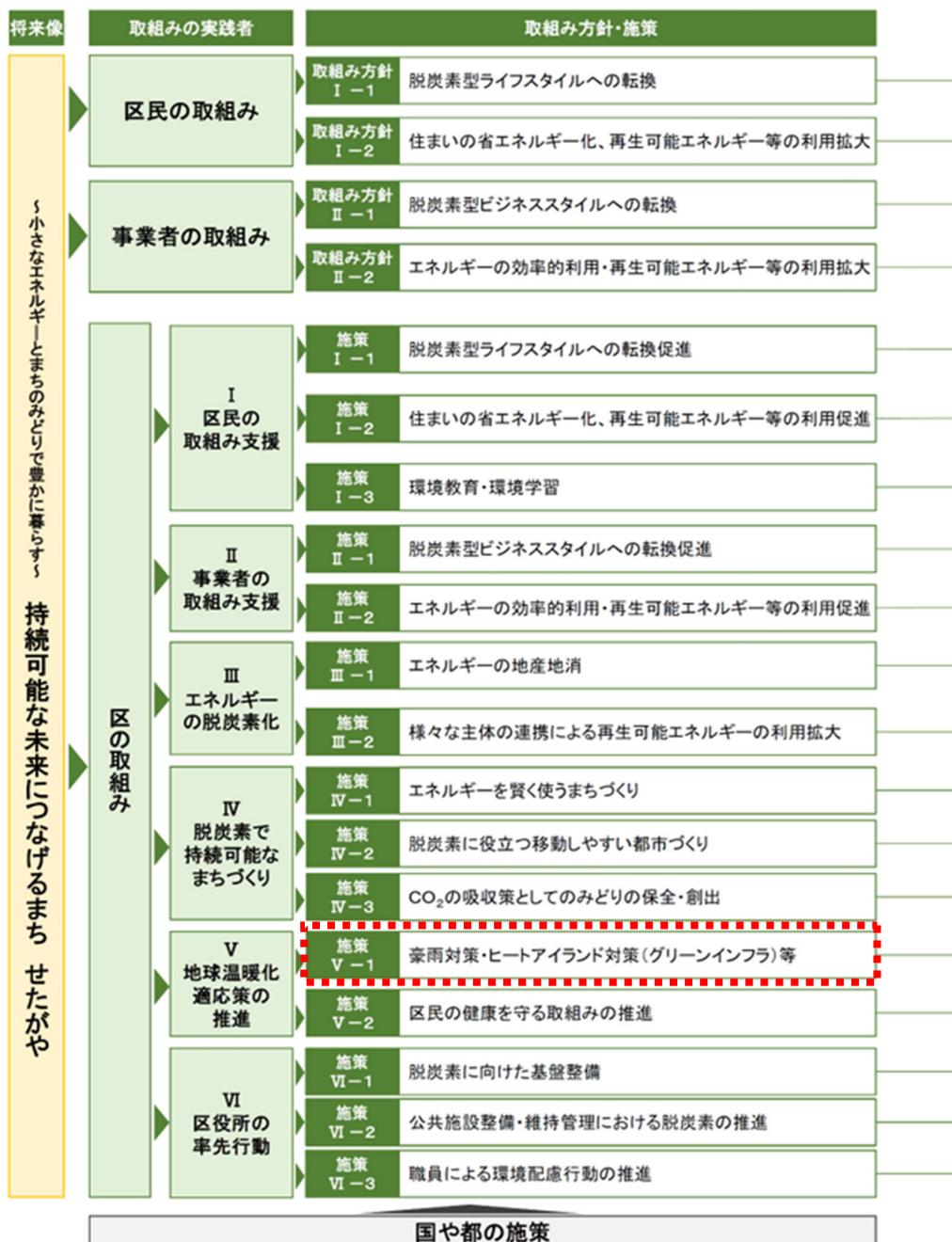


図 3.5 世田谷区の地球温暖化対策における施策の体系

※「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」(世田谷区、令和5年3月)の図を一部改変

また、本計画の 5 つの重点施策の一つとして、『グリーンインフラの保全・活用促進』を掲げています。

重点施策選定のポイント

- ・世田谷区の地域特性に合うもの
- ・温室効果ガス削減効果が大きいもの
- ・区民への地球温暖化対策 PR 効果が大きいもの
- ・区民・事業者が、自主的かつ区と協働・連携して取り組めるもの
- ・地球温暖化対策以外の分野にも好影響を与えるもの
- ・気候変動適応策となるもの

重点施策		具体的な内容
重点 1	住まい ・建物	環境に配慮した 住まいや建物の 促進 ・環境に配慮した住宅の推進 ・家庭用燃料電池の普及促進 ・公共施設の Z E B の推進
重点 2	車	Z E V の利用促 進とインフラ整 備 ・ Z E V の普及、利用の促進 ・ E V 充電設備等設置の促進 ・公用車の Z E V 化
重点 3	廃棄物	ごみ減量の推進 ・区民・事業者の 2 R (「リデュース」、 「リユース」) 行動の促進 ・食品ロスの削減 ・プラスチック使用製品の分別回収の検討
重点 4	みどり	グリーンインフ ラの保全・活用 促進 ・グリーンインフラに係る補助制度の拡大 ・みどりなどの自然の持つ様々な機能を有効に活用す るグリーンインフラの保全・推進
重点 5	行動 支援	脱炭素に役立つ 行動変容への支 援 ・省エネポイントアクションの拡充 ・せたがや版 R E 1 0 0 の普及促進 ・再生可能エネルギー電力の購入の普及促進 ・次世代の人材育成

図 3.6 世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の重点施策

※「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」(世田谷区、令和 5 年 3 月)の図表を一部改変

4. グリーンインフラに関する組織

4.1 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム

区では、区が管理する施設等の整備においてグリーンインフラを取り入れるとともに、区民に広く周知することを目的として、令和2年10月に、庁内の横断的組織である「世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム」（以下、「庁内連携プラットフォーム」という。）を設置しました。

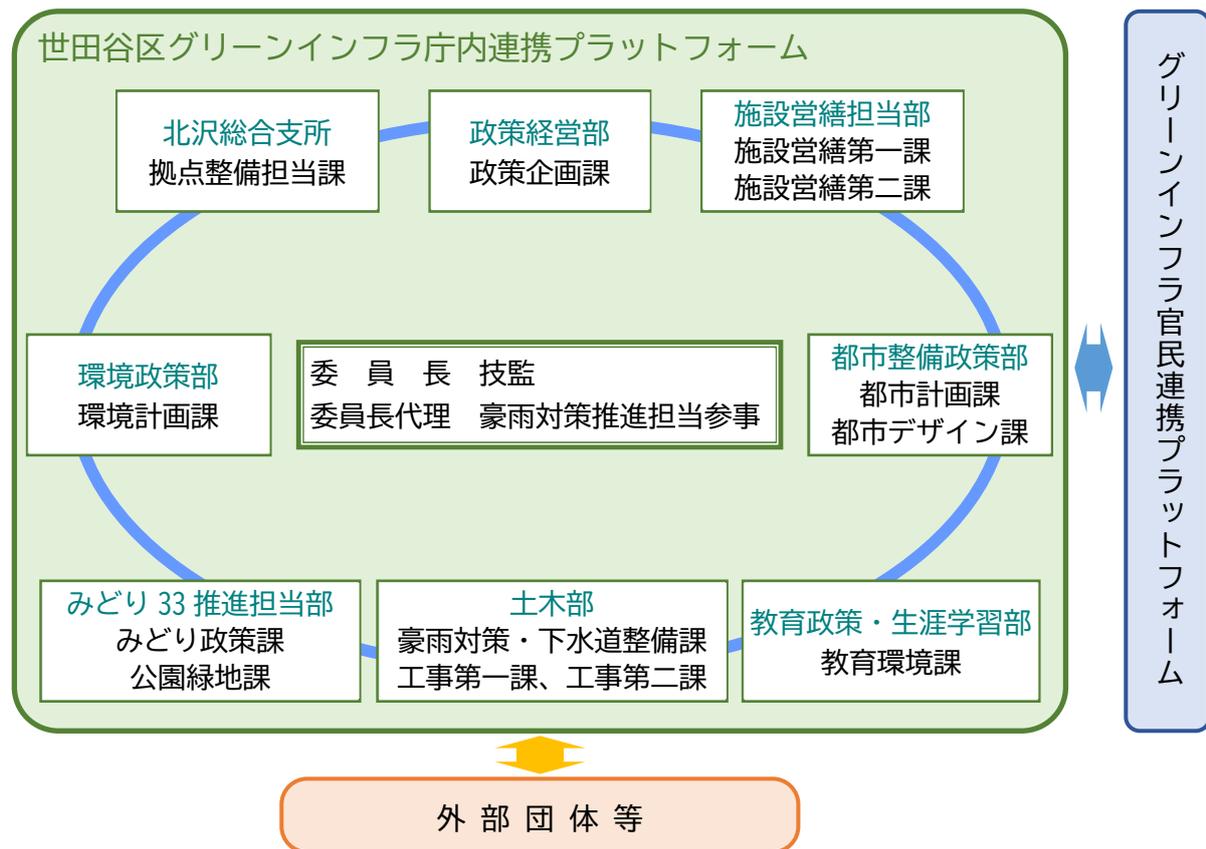


図 4.1 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム組織イメージ（令和5年12月時点）

庁内連携プラットフォームは、以下(1)～(5)の事項を所掌しており、土木部豪雨対策・下水道整備課が事務局を担っています。

- (1) 世田谷区のグリーンインフラの推進に関すること。
- (2) グリーンインフラに係る調査及び研究に関すること。
- (3) グリーンインフラの周知及び理解促進のための庁内検討に関すること。
- (4) グリーンインフラ官民連携プラットフォームとの連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、グリーンインフラに関すること。

庁内連携プラットフォームを通じた庁内連携により、区のグリーンインフラの考え方や取組みなどの情報を共有化し、各取組みに活かしていきます。

4.2 グリーンインフラ官民連携プラットフォームへの参画

1) グリーンインフラ官民連携プラットフォームとは

区は、国土交通省が事務局を担っている「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム(図 4.2 参照)」に参画しています。

同プラットフォームは、多様な主体の積極的な参画及び官民連携により、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを推進し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりにつなげることを目的に、令和2年3月19日に設立されたものです。

区は同プラットフォームに参画する中で、技術動向や多様な主体が連携した取組事例について情報収集を図るとともに、区の実践についても情報を発信しています。



図 4.2 グリーンインフラ官民連携プラットフォームの概要
出典) グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP (https://gi-platform.com/know_activity/about)

2) グリーンインフラ官民連携プラットフォームを通じた広報・啓蒙活動

○図 4.1 に示すとおり、区におけるグリーンインフラの取組みは、グリーンインフラ官民連携プラットフォームと連携して進めています。

○これまでに、グリーンインフラ官民連携プラットフォームが発行する事例集への掲載、グリーンインフラ大賞の選定を通じて、全国に区の実践を発信しています。



図 4.3 グリーンインフラ事例集

出典) グリーンインフラ事例集 令和5年3月版 (グリーンインフラ官民連携プラットフォーム企画・広報部会、令和5年3月)

※令和5年3月版の事例集において、区の事例は2件紹介され、うち1件は国土交通大臣賞 (生活空間部門) を受賞しました。(ガイドライン【本編】「コラム(本-3)」(p.22)で紹介しています)

参考文献

- 1) United States Environmental Protection Agency : Green Infrastructure Case Studies : Municipal Policies for Managing Stormwater with Green infrastructure, 2010
- 2) European Union European Commission : Building a Green Infrastructure for Europe, 2013
- 3) Public Utilities Board (PUB) : Active, Beautiful, Clean Waters Design Guidelines 4TH EDITION, 2018
- 4) 福岡孝則・加藤禎久：シンガポール ABC 水のデザインガイドラインにおけるグリーンインフラ適用策の推進手法，公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集，No.17，2019.2
- 5) 福岡孝則：都市スケールのグリーンインフラ、ビジョンとアプローチ，決定版！グリーンインフラ，2022.4
- 6) 公益社団法人日本道路協会：道路緑化技術基準・同解説（改訂版），平成28年3月
- 7) グリーンインフラ研究会・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社・日経コンストラクション：決定版！グリーンインフラ，2017年1月
- 8) グリーンインフラ研究会・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社・日経コンストラクション：実践版！グリーンインフラ，2020年7月
- 9) 第二次国土形成計画（平成27年8月閣議決定）
- 10) 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）
- 11) 国土交通省総合政策局環境政策課：グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～，平成29年3月
- 12) 国土交通省：グリーンインフラ推進戦略，令和元年7月
- 13) 国土交通省：グリーンインフラ推進戦略2023，令和5年9月
- 14) 国土交通省総合政策局環境政策課：グリーンインフラ実践ガイド，令和5年10月
- 15) 気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会：気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言改訂版，2019(令和元)年10月・2021(令和3)年4月改訂
- 16) 東京都：東京都豪雨対策基本方針(改定)」，令和5年12月
- 17) 東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課：T O K Y O 強靱化プロジェクト *upgrade I* ～「100年先も安心」を目指して～，令和5(2023)年12月
- 18) 東京都政策企画局：みどりと生きるまちづくり TOKYO GREEN BIZ 東京都の緑の取組 Ver. 2, 令和6(2024)年1月
- 19) 世田谷区都市整備政策部都市計画課：世田谷の土地利用 2021～世田谷区土地利用現況調査～，令和5年4月

- 20)世田谷区みどり 33 推進担当部みどり政策課：世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度，2018（平成 30）年 4 月
- 21)世田谷区：国分寺崖線マップ，令和 5 年 3 月
- 22)世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課：生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひとも元気！生物多様性地域戦略～，2017 年(平成 29)年 3 月
- 23)世田谷区：令和 3 年度世田谷区みどりの資源調査報告書，令和 4 年 3 月
- 24)世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課：世田谷区雨水流出抑制施設技術指針，令和 6 年 3 月
- 25)世田谷区：雨水浸透ますトレンチ設置助成ご案内
- 26)世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課：世田谷区豪雨対策行動計画（改定），令和 4 年 3 月
- 27)世田谷区経済産業部都市農業課：せたがや農業通信令和 5 年度世田谷の農業の概要，令和 5 年 4 月
- 28)東京都：ヒートアイランド対策ガイドライン，平成 17 年 7 月
- 29)世田谷区都市整備政策部住宅管理課：世田谷区第四次住宅整備方針[令和 3～12 年度]，令和 3(2021)年 6 月
- 30)世田谷区環境政策部環境計画課：世田谷区環境基本計画（後期）【2020 年度(令和 2 年度)～2024 年度(令和 6 年度)】，2020 年(令和 2 年)3 月
- 31)世田谷区環境政策部環境計画課：世田谷区地球温暖化対策地域推進計画【2023 年度(令和 5 年度)～2030 年度(令和 12 年度)】，2023(令和 5)年 3 月
- 32)グリーンインフラ官民連携プラットフォーム企画・広報部会：グリーンインフラ事例集，令和 5 年 3 月

参 考 資 料

1. グリーンインフラに関連する参考資料 …… 参考資料-1
2. 用語の解説 …………… 参考資料-5
3. アンケート調査 …………… 参考資料-17

1. グリーンインフラに関連する参考資料

(1) グリーンインフラに関連する行政計画

文書名	発行年月	発行者	掲載 URL
世田谷区基本構想	平成 25(2013)年 12 月	世田谷区 基本構想・政策研究担当部 基本構想・政策研究担当課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/001/d00131623.html
世田谷区基本計画（平成 26 年度(2014 年度)～令和 5 年度(2023 年度)）	平成 26 年 3 月	世田谷区 政策経営部 / 世田谷区 基本構想・政策研究担当部	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/001/002/d00131681.html
世田谷区都市整備方針(世田谷区の都市計画に関する基本的な方針) 第一部「都市整備の基本方針」	平成 26 年(2014 年)4 月	世田谷区 都市整備部 都市計画課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/001/001/d00132219.html
世田谷区都市整備方針(世田谷区の都市計画に関する基本的な方針) 第二部「地域整備方針」	平成 27 年(2015 年)4 月	世田谷区 都市整備部 都市計画課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/001/001/d00138618.html
世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度	2018(平成 30)年 4 月	世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/010/002/001/d00017133_d/fil/kihonkeikaku.pdf
世田谷区豪雨対策基本方針～水害に強い安全・安心のまち世田谷～	平成 28 年 3 月	世田谷区 土木事業担当部 土木計画課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/007/d00027833_d/fil/27833_11.pdf
世田谷区豪雨対策行動計画(改定)	令和 4 年 3 月	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/007/d00137458_d/fil/137458-1.pdf
世田谷区第四次住宅整備方針	令和 3(2021)年 6 月	世田谷区 都市整備政策部 住宅管理課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/003/d00191925.html
世田谷区環境基本計画(後期) 【2020 年度(令和 2 年度)～2024 年度(令和 6 年度)】	2020 年(令和 2 年)3 月	世田谷区 環境政策部 環境計画課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/010/d00130008_d/fil/kankyokihonkeikaku.pdf
世田谷区地球温暖化対策地域推進計画 【2023(令和 5)年度～2030(令和 12)年度】	2023(令和 5)年 3 月	世田谷区 環境政策部 環境計画課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/010/d00038749_d/fil/ontaikeikaku.pdf

(2)グリーンインフラに関連する参考資料

文書名	発行年月	発行者	掲載 URL
せたがやグリーンインフラライブラリー2023	令和 5 年 11 月	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/009/d00188532_d/fil/188532-1.pdf
グリーンインフラ助成パンフレット みんなでできる雨水対策 グリーンインフラを拡げていきましょう！	令和 4 年 7 月	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課/ 世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/009/d00188532_d/fil/188532-2.pdf
令和 3 年度第 2 回区政モニターアンケート結果（令和 3 年 7 月実施） テーマ：「世田谷区のグリーンインフラについて」	令和 4 年 5 月	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課/ 世田谷区 デジタル改革担当部 デジタル改革担当課/ 世田谷区 政策経営部 広報広聴課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/kusei/006/004/d00198234_d/fil/3.pdf
マッチングによる政策の推進「マッチングレポート第 6 号」 「世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム」による庁内連携	令和 4 年 5 月	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課/ 世田谷区 政策経営部 経営改革・官民連携担当課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/kusei/002/001/002/d00137890_d/fil/137890_6.pdf

(3)みどり・生物多様性に関連する参考資料

文書名	発行年月	発行者	掲載 URL
世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）	2022(令和4)年4月	世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/010/002/001/d00017133_d/fil/koudoukeikaku.pdf
生きものつながる世田谷プラン ～生きもの元気！ひとも元気！生物多様性地域戦略～	2017(平成29年)3月	世田谷区 みどりとみず政策担当部 みどり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/010/002/001/d00152400_d/fil/plan.pdf
世田谷区建築にともなう緑化のための植栽ガイドブック	平成22年6月	世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/010/004/001/d00029589.html
まちの生きものしらべガイドブック	2018年(平成30年)4月	世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/010/003/005/d00142949_d/fil/2.pdf
世田谷区都市公園等調書	2023年(令和5年)5月	世田谷区 みどり 33 推進担当部 公園緑地課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/012/003/d00159720.html
世田谷区立公園等長寿命化改修計画	平成29年3月	世田谷区 みどりとみず政策担当部 公園緑地課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/010/002/001/d00184153.html
世田谷名木百選	令和2(2020)年9月	世田谷区	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/010/003/002/d00029491.html
世田谷区農業振興計画〔改定版〕	令和5年(2023年)9月	世田谷区	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/shigoto/009/d00022977_d/fil/nougyouyosinkoukeikaku.pdf

(4)雨水流出抑制施設に関連する参考資料

文書名	発行年月	発行者	掲載 URL
世田谷区雨水流出抑制施設技術指針 (雨水流出抑制施設設置計算書)	令和6年3月 (令和4年7月)	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/009/002/004/d00029779.html (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/009/002/004/d00029779_d/fil/29779_5.pdf)
雨水流出抑制施設設置のお願い ～世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱の手引き～	令和4年4月	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道整備課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/009/002/004/d00029779_d/fil/29779_7.pdf
雨水流出抑制施設の設置に関する協議の手引き	令和4年7月	世田谷区	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuj/sumai/009/002/004/d00029779_d/fil/29779_8.pdf

(5) 区の地域概況に関連する参考資料

文書名	発行年月	発行者	掲載 URL
世田谷の土地利用 2021～ 世田谷区土地利用現況調 査～	2023 年 4 月	世田谷区 都市整備政 策部 都市計画課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/001/001/d00123789.html
令和 3 年度世田谷区みどりの 資源調査報告書	令和 4 年 3 月	世田谷区	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/010/002/002/d00199997.html

(6) 関連する区例規類（条例・規則）・要綱

例規名（発令）	最終改正公布日	所管部署	掲載 URL
世田谷区みどりの基本条 例（平成 17 年 3 月 14 日 条例第 13 号）	平成 25 年 10 月 1 日	世田谷区 みどり 33 推進担当部みど り政策課	世田谷区例規類集（条例・規則 集）（ https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/init?jctcd=8A801680C5 ） から検索
世田谷区みどりの基本条 例施行規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 77 号）	令和 4 年 6 月 16 日	世田谷区 みどり 33 推進担当部みど り政策課	世田谷区例規類集（条例・規則 集）（ https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/init?jctcd=8A801680C5 ） から検索
世田谷区建築物の建築に 係る住環境の整備に関す る条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 68 号）	令和 3 年 12 月 10 日	世田谷区 都市整備 政策部 建築調整課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/002/002/001/d00156998_d/fil/156998_7.pdf
世田谷区建築物の建築に 係る住環境の整備に関す る条例施行規則（平成 14 年 3 月 11 日規則第 15 号）	令和 3 年 1 月 29 日	世田谷区 都市整備 政策部 建築調整課	世田谷区例規類集（条例・規則 集）（ https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/init?jctcd=8A801680C5 ） から検索
世田谷区グリーンインフ ラ市内連携プラットフォ ーム設置要綱（令和 2 年 10 月 27 日 2 世豪下整第 200 号）	令和 4 年 11 月 18 日	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道 整備課	世田谷区要綱集 （ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/kusei/003/d00120036.html ） から検索
世田谷区雨水流出抑制施 設の設置に関する指導要 綱（平成 22 年 7 月 12 日 22 世土計第 204 号）	令和 4 年 3 月 9 日	世田谷区 土木部 豪雨対策・下水道 整備課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/009/002/004/d00029779_d/fil/29779_1.pdf
世田谷区雨水浸透施設設 置助成金交付要綱（昭和 63 年 7 月 1 日施行）	令和 5 年 3 月 28 日	土木部豪雨対策・ 下水道整備課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/kurashi/005/003/004/d00032867_d/fil/32867_6.pdf
世田谷区温泉掘削に伴う 地下水及び湧水の保全に 関する要綱（平成 18 年 10 月 1 日 18 世み政第 137 号）	—	世田谷区 みどり 33 推進担当部 み どり政策課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/010/004/003/d00009291_d/fil/9291_1.pdf
世田谷区住宅条例（平成 2 年 3 月 14 日世田谷区条例 第 23 号）	平成 19 年 3 月 14 日	世田谷区 都市整備 政策部 居住支援課	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/002/003/d00011976_d/fil/jyoubun.pdf

2. 用語の解説

ガイドラインで使用している主な用語について、以下のとおり解説を付しました。

なお、複数の意味を有する用語については、ガイドラインで使用している用語の意味を解説しました。

ア行

用語	解説
アールイーヒャク RE100	地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減のため、企業が事業運営で消費する電力を100%再生可能エネルギーでまかなうことを目標に掲げる取組みです。「Renewable Energy 100%」の頭文字を取り、RE100と呼ばれており、国際的な取組みとして注目を集めています。
あめかだん 雨花壇	基礎部を砕石等 ^{さいせき} で置換することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。
あめにわ 雨庭	地盤部を砕石等で置換することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。周辺に植栽した植物や景石等により、都市型水害の軽減のほか、良好な風景の形成やヒートアイランド現象の緩和等の効果も期待されます。
イーブイ EV (Electric Vehicle)	電気自動車の略称です。電気自動車とは、電気をエネルギー源とし、電動機（電気モーター）で走行する自動車のことです。化石燃料を燃焼させる内燃機関（内燃エンジン）を持たないことから、走行時に二酸化炭素（CO2）や窒素酸化物を排出しないゼロエミッション車の1種です。
いけがき 生垣	生きている植物でつくる垣根のことをいいます。
いちりづか 一里塚	江戸の日本橋を目印として街道の側に1里毎に設置した塚（土盛り）のことであり、多くは塚の上に榎や松を植えて、旅人の目印にしたものです。
いっきゅうかせん 一級河川	国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系（一級水系）に係る河川で国土交通大臣が指定するものです。
インタープリター	自然観察、自然体験等の活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人をいいます。一般的には植生や野生動物等の自然物だけでなく、地域の文化や歴史等を含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行なう人を総称していいます。
インフラストラクチャー	生活や産業活動の基盤となっている施設のことをいいます。

ア行

用語	解説
ウェルビーイング (Well-being)	心身と社会的な健康を意味する概念であり、持続的な幸せや充足した生活を送ることができている状態を表す言葉です。
うすい 雨水タンク	屋根に降った雨水を一時的に貯留する施設です。雨水タンクに貯留されることで、雨水が河川や下水道に集中して流れ込むことを抑制するとともに、降雨時に貯留された雨水が、庭の水やり等の生活用水として利用できます。また、その結果として、節水効果が期待されます。
うすいちりゅう 雨水貯留	地下貯留槽や大型の雨水タンクに雨水を貯留し、ろ過した雨水をトイレの洗浄水等として利用するものです。
うすいちりゅうしんとう 雨水貯留浸透 しせつ 施設	雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設です。都市化によって低下した流域の雨水貯留浸透機能を回復させる効果等があります。
エーアイ AI (Artificial Intelligence)	人工知能と訳されています。AIに関する確立した定義はないのが現状ですが、あえていえば、「AI」とは、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されています。
エコロジカルネ ットワーク	優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークのことです。
エヌエヌエス SNS (Social networking service)	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。
エスディー SDGs (Sustainable Development Goals)	持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) の17の目標は、「経済」「社会」「自然資本」の3層に分類可能であり、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然資本」に支えられる構造となっています。
えんせき 縁石	車道と歩道、安全地帯との境界線として、路肩に敷かれるコンクリート等で作られた棒状の石の総称です。
オーイーシー OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)	OECMとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のことです。民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が、結果として自然環境を守ることに貢献している地域を指します。

ア行

用語	解説
オープンハウス (Open House)	オープンハウス(Open House)とは、英語で一般公開、開放という意味で、普段は公開されていない場所を一般の人に開放し、カジュアルな雰囲気の中で業務や活動についての紹介を行ったり、意見交換等行うイベントのことです。
おくじょうりよっか 屋上緑化	建築物の断熱性や景観の向上、生態系の創出等を目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化することです。
おんしつこうか 温室効果ガス	赤外線を吸収し再放出する気体のことで、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとしています。

カ行

用語	解説
がいうすいはんらん 外水氾濫	河川の水位が上昇し、堤防を越えたり、 ^{はてい} 破堤するなどして、堤防から水があふれることをいいます。
がいうろじゆ 街路樹	道路景観の向上や沿道環境の保全、道路交通の安全性・快適性の確保等を目的として道路空間に植栽されるものです。
かすみてい 霞堤	霞堤は、堤防のある区間に開口部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防です。戦国時代から用いられており、霞堤の区間は堤防が折れ重なり、霞がたなびくように見える様子からこう呼ばれています。霞堤には2つの効果があり、一つは平常時に堤内地からの排水が簡単にできます。もう一つは上流で堤内地に氾濫した水を霞堤の開口部からすみやかに川に戻し、被害の拡大を防ぎます。
かんきょうきょういく 環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいいます。
かんぼつざい 間伐材	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採を間伐といい、間伐の過程で発生する木材のことを間伐材といいます。

カ行

用語	解説
きこうへんどうかんわさく 気候変動緩和策	原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林等によって吸収量を増加させる）ことであり、大気中の温室効果ガス濃度の制御等を通じ、自然・人間システム全般への影響を制御することです。
きこうへんどうてきおうさく 気候変動適応策	現実の気候または予想される気候及びその影響に対する調整の過程のことです。人間システムにおいて、適応は害を和らげもしくは回避し、または有益な機会を活かそうとすることです。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性があります。
グリーンインフラ	自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のことをいいます。
グレーインフラ	従来の人工構造物を中心とするインフラストラクチャーのことをいいます。
けいかくきほ 計画規模	洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のことを計画規模といいます。
こうう 豪雨	著しい災害が発生した顕著な大雨現象のことです。気象庁によれば、「著しい災害とは、激甚災害、命名された大雨災害」、「既に命名された現象もしくはそれに匹敵する過去事象に対する使用に限定する」、「命名の目安は「浸水家屋 10000 棟」等」とのことです。
こうごうせい 光合成	光エネルギーを化学エネルギーに変換して生体に必要な有機物質を作り出す反応過程のことです。葉緑体をもつ一部の真核生物（植物、植物プランクトン、藻類）や、原核生物であるシアノバクテリアが行う例が知られており、これらの光合成生物は、光から得たエネルギーを使って、二酸化炭素からグルコースのような炭水化物を合成します。この合成過程は炭素固定と呼ばれ、生命の体を構成するさまざまな生体物質を生み出すために必須であり、生物圏における物質循環に重要な役割を果たしています。
こうどけいざいせいちようき 高度経済成長期	飛躍的に経済規模が継続して拡大することであり、日本においては、実質経済成長率が年平均で10%前後を記録した1955年頃から1973年頃までを高度経済成長期と呼びます。

カ行

用語	解説
こうようじゆ 広葉樹	葉が広く平たいサクラやケヤキ、ブナ等の被子植物に属す木本をいいます。双子葉植物が多いですが、ヤシ科、リュウゼツラン科等の単子葉植物も存在します。常緑性と落葉性の樹木があり、それぞれ常緑広葉樹、落葉広葉樹と呼ばれます。針葉樹の対義語になります。
こくぶんじがいせん 国分寺崖線	立川市から大田区まで続く崖の連なりのこと。多摩川が10 万年以上の歳月をかけて武蔵野台地を削り取ってできた段丘で、その周辺には樹林や湧水等が多く残り、生物にとっても重要な生息空間になっています。「みどりの生命線」ともいわれます。
こなてじゆうたく 戸建住宅	一世帯が住む、独立した一棟の住居のことです。
こていしさんぜい 固定資産税	土地や建物等の不動産や、事業で使用する設備品や機械等の固定資産にかかる税金のことです。
コミュニティ	地域住民が生活している場所、活動等を通じて住民相互の交流が行われている地域社会のことです。
コリドー	建物に付属して造られた長い廊下、回廊等。建物の間をつなぎ、あるいは建物や中庭の周りを回るように設置される通路のことをいいます。

サ行

用語	解説
サーティバイサーティ 30 by 30	2030 年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。昆明・モンテリオール生物多様性枠組の主要な目標として掲げられています。
さいせいかのう 再生可能 エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指します。
さとやま 里山	集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山のことをいいます。深山の対義語です。
じせいち 自生地	野生生物が自然の状態です息・生育している場所のことです。移入種の生息・生育地は含みません。
しぜんきょうせい 自然共生サイト	「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録されます。

サ行

用語	解説
<small>しぜんしほん</small> 自然資本	<p>自然資本とは、再生可能及び非再生可能資源や生態系サービスのフローを社会に供給する自然資産のストックのことです。経済学においては、生産の基盤となる資本として、伝統的には、人工資本と人的資本が注目されてきましたが、近年はそれらとならんで自然資本の重要性が注目されています。</p>
<small>しぜん</small> 自然とのふれあいの場	<p>自然とのふれあいは、人が自然環境のもたらす恵沢を享受する基本的かつ具体的な行動であり、人々が自然を大切にすることを育み、人間性を回復するための必須条件です。原野や原生的な森林等の自然性の高い地域で豊かな自然を体験することや、身近な場所での自然とのふれあいは、人間性を回復するために有効と考えられています。このような豊かな自然とふれあえる場として、自然公園や温泉地、都市公園等が挙げられます。</p>
<small>しぜんめん</small> 自然面	<p>樹木地、草地、屋上緑地、農地、裸地、水面等、建築物等の人工物に覆われていない土地のことです。</p>
<small>しゃじりん</small> 社寺林	<p>神社や寺の敷地内に成立している森林のことです。神社や寺は数百年前から千年以上前に作られているものもあり、その時代から社寺林があったと考えられます。社寺林は人によって管理されてはいても、改変が少ないため、希少な生きものの生息生育場所となっていることがあります。</p>
<small>しゅうごうじゅうたく</small> 集合住宅	<p>一つの建物の中で壁や床で区切られて独立した複数の住戸が集まっている住宅のことです。</p>
<small>しゅうちゅうごう</small> 集中豪雨	<p>同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨のことをいいます。</p>
<small>じゆかん</small> 樹冠	<p>樹木のうち葉と枝の集まった部分を指します。</p>
<small>しゅうこんそう</small> 宿根草	<p>多年生の草本のうち、生育に適さない時期には地上部が枯れてしましますが、その時期を過ぎると発芽して再び生育を始めるものをいいます。</p>
<small>しょう</small> 省エネポイントアクション	<p>区で行われている、区民の省エネの取組みを支援するための事業です。参加登録をして、電気やガスの使用量削減や、環境性の高い再生可能エネルギー電力への切り替えに取り組むことで、せたがや Pay ポイントを獲得できます。</p>

サ行

用語	解説
<small>じょうさん</small> 蒸散	<p>植物の地上部から大気中へ水蒸気が放出される現象です。葉における水分の蒸散は、主として気孔を通じて行われており、クチクラ層を通じて行われる蒸散は一般に小さいといわれています。前者を気孔蒸散、後者をクチクラ蒸散といいます。</p>
<small>しょくひん</small> 食品ロス	<p>本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。</p>
<small>しんとうせいほそう</small> 浸透性舗装	<p>舗装体を通じて雨水を直接路床へ浸透させ、地中に浸透させる舗装をいいます。</p>
<small>しんとうそっこう</small> 浸透側溝	<p>側溝の周辺を碎石で充填し、その中に透水性の側溝を設置し、集水した雨水を地中に帯状に分散させる側溝類をいいます。</p>
<small>しんとう</small> 浸透トレンチ	<p>多くの穴が開いている管のことで、雨水が地下に貯留・浸透しやすいよう碎石層（浸透基盤）を設け、敷地内の雨水を地下に染み込ませる働きがあります。</p>
<small>しんとう</small> 浸透ます	<p>コンクリート（又は合成樹脂）製で、底面や側面に多くの穴が開いている枺のことで、碎石層（浸透基盤）も設けて敷地内の雨水を集水して地下に染み込ませる働きがあります。</p>
シンボルツリー	<p>住宅や建築物、通りなど、目立つところに植えられ、その地域を象徴する背の高い樹木のことをいいます。</p>
<small>しんようじゆ</small> 針葉樹	<p>葉が針のように細長く堅い葉をつけるマツやスギ等の裸子植物球果植物門の樹木のことで、広葉樹の対義語になります。</p>
<small>せいたいけい</small> 生態系	<p>ある地域に棲む全ての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系のことです。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されます。</p>
<small>せいたいけい</small> 生態系サービス	<p>食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みをいいます。</p>
<small>せいぶつたようせい</small> 生物多様性	<p>様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいいます。</p>
<small>せたがや</small> 世田谷の トラスト運動	<p>世田谷のトラスト運動は、単にみどりを守るというだけでなく、地域に誇りと愛着を持った人々が、ボランティアとして主体的に環境保全を進めています。（一財）世田谷トラストまちづくりは、みどりや水辺等の自然環境や、近代建築等の歴史的文化遺産等を区民共有の宝物として、協力しながら守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的とした“世田谷のトラスト運動”を進めています。</p>

サ行

用語	解説
ぜぶ ZEB	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称です。室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。
ぜぶ ZEV	Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル) の略称です。東京都は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV) をZEVに位置づけています。狭義には、ガソリンを使わないことにより、CO ₂ だけでなく、大気汚染の原因となるNO _x 、SO _x 等も含め、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池自動車を指します。
せんじょうこうすいたい 線状降水帯	次々と発生する発達した雨雲 (積乱雲 ^{せきらんうん}) が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50~300km 程度、幅 20~50km 程度の強い降水をとまなう雨域をいいます。
せんてい 剪定	果樹の生育や結実を調節するために、枝の一部を切り取ることです。
そうぞくぜい 相続税	人の死亡を原因とする財産の移転 (相続) に着目して課される税金のことです。相続税法 (昭和 25 年 3 月 31 日法律第 73 号) に基づき課されます。

タ行

用語	解説
だつたんそ 脱炭素	気候変動による被害を最小限に食い止めるため、温室効果ガスの大気への排出量を実質ゼロにすることです。
たねんそう 多年草	個体として複数年にわたって生存する植物のことを多年生植物といい、草本に対して用いられる場合に、多年草と呼ぶことがあります。
たんぼダム	「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制することができます。
ちかすいかんよう 地下水涵養	雨水浸透による地下水保全効果をいいます。

夕行

用語	解説
ちかちよりゅうしんとうそう 地下貯留浸透槽	雨水貯留浸透槽とは雨水を一時的に貯めたり、地中に浸透処理することで雨水が河川や下水道に流出するのを抑制する施設をいいます。近年では、プラスチック製のものも普及しています。
ちきゅうおんだんか 地球温暖化	地球は、太陽光のエネルギーを受けて温(あたた)められている一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより、国民一人ひとりが住みやすい平均した温度を保っています。ところが二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が上がると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、地球が温室バリアーで包まれた状態になり、地表や海洋の温度が長期的に見て上昇します。この現象を地球温暖化といいます。
ちゅうしゃじょうりよつか 駐車場緑化	駐車場の地表部の一部又は全部について、芝等を用いて緑化することにより、一般的にアスファルトや砂利等からなる駐車場にグリーンインフラの機能を付与した施設です。
ちゅうすい 宙水	ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているものです。世田谷では、区内の北東部の広い範囲に分布しています。
しよくぶつ つる植物	つる植物は、成長に伴い、ツル状の幹や枝が地表面あるいは他のものに「はう」「吸い付く」「巻き付く」「垂れる」等より植物体を支える植物をいいます。生育が旺盛で厳しい環境圧に耐える強健な植物が多く、近年、地被として用いられ、建築空間の壁面緑化等に多用されています。
デジタルデバイス	インターネットやパソコン等の情報技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことです。
とうすいせいへいばんほそう 透水性平板舗装	透水性のコンクリート平板及び目地を通して雨水を地中に浸透させる機能をもつ舗装をいいます。透水性のインターロッキングブロック舗装も含まれます。浸透原理は透水性舗装と同じです。
とうすいせいほそう 透水性舗装	舗装体を通じて雨水を直接路床へ浸透させ、地中に浸透させる舗装をいいます。
どうろしんとう 道路浸透ます	道路排水を対象にした浸透ますをいいます。
としがたすいがい 都市型水害	都市型水害とは、内水氾濫をさす場合もあれば、都市のコンクリートやアスファルト等による人工被覆率の増加（地下浸透率の低下）によって誘発される外水氾濫を含めることもあります。いずれも、都市特有の冠水・浸水被害の長期化による影響をさすのが一般的です。都市型水害が発生すると、経済的に大きな打撃を受けるばかりでなく、ごみの発生や病原菌の拡散等、衛生面の問題につながることもあります。

タ行

用語	解説
と し けい か く ざ い 都市計画税	地方税法により、都市計画区域内の土地・建物に、市町村が条例で課すことのできる税金のことです。
と し こう えん 都市公園	地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のことです。
と し の う ち 都市農地	区内にある農地のように、市街地及びその周辺において耕作の行われる土地を都市農地といいます。

ナ行

用語	解説
な い す い は ん ら ん 内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等（要因によって湛水型とか氾濫型等の表現も用いる）により、河川外における住宅地等の排水が困難となり浸水することです。
に き ゅ う か せ ん 二級河川	一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川です。
ネイチャー ポジティブ	昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとして「2030年までに生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるために緊急の行動を取る」を掲げました。この考え方を「ネイチャーポジティブ」と呼びます。令和5(2023)年に策定された新たな生物多様性国家戦略2023-2030では、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目標として設定しています。

ハ行

用語	解説
パラダイムシフト	ある時代・集団を支配する考え方が、非連続的・劇的に変化すること。社会の規範や価値観が変わることをいいます。
ヒートアイランド げん し ょ う 現象	都市域の気温が周辺部より高くなる現象のことで、冷暖房や排気ガス等、人工熱の放出と、気温の上昇を抑える緑地の減少等が原因といわれています。等温線が島の等高線に似るところから、熱の島といわれています。
ビオトープ	本来その土地に生息生育すると考えられる様々な野生動植物が、生息生育することが可能な空間のことで、「動植物の生息生育空間（環境）」との意味です。
へ き め ん り ょ っ か 壁面緑化	建築物の壁面を植物で緑化することです。
ほ す い せ い た て ど い 保水性堅樋	保水性や冷却効果等に優れた「ガラス発砲ブロック」を金網の籠 <small>かご</small> に充填して雨樋 <small>あまどい</small> （堅樋 <small>たてどい</small> ）の役割を持たせたものです。

マ行

用語	解説
みずじゆんかん 水循環	水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいいます。
みどり率 ^{りつ}	緑が地表を被う部分（樹木地、草地、農地、屋上緑地）に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合のことです。
むさしのだいち 武蔵野台地	北を荒川、入間川、南を多摩川に囲まれた地域に広がっている台地のことです。

ヤ行

用語	解説
やしきりん 屋敷林	防風等を目的として、屋敷の周囲に植えられたケヤキやモウソウチク等の林のことです。
ゆうすいほぜんじゆうてん 湧水保全重点 地区	みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区で、湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要がある地区のことです。
ゆうほどう 遊歩道	周囲の自然を楽しみながらのんびり歩く道路のことをいいます。
ようぼく 幼木	発芽してからあまり年数の経っていない木のことで、若い木を指す言葉です。

ラ行

用語	解説
ライフライン	生活や生存に必要なものを供給する設備や経路のことであり、水道、電気、ガス、電話、インターネット等があげられます。
らち 裸地	植物や建築物等に覆われておらず、土がむきだしになっている土地のことです。
リデュース	ものをつくる時に使う資源の量や廃棄物の発生を減らすことで、廃棄するもの自体を減らすことです。
リハビリテー ション	能力が低下した場合に、機能的能力が可能な限り最高の水準に達するように個人を訓練あるいは再訓練するために、医学的・社会的・職業的手段を併せ、かつ調整して用いることです。
りゅういきたいさく 流域対策	流域対策とは、流域内に雨水貯留浸透施設や各家庭に雨水浸透ます等を設置して、雨水が河川へ流れ込む量を一時的に抑える対策のことをいいます。
りゅういきたいさくすいしん 流域対策推進 地区	過去に浸水被害があるなど、特に流域対策（雨水貯留浸透）の推進・促進を図る必要がある区域のことです。

ラ行

用語	解説
リユース	一般的に、一度利用した製品をそのままの形体で、または製品の部品をそのまま再使用することです。
緑陰 <small>りょくいん</small>	木の青葉が茂ってできるひかげのことです。
緑道 <small>りょくどう</small>	緑道とは、自然を取り戻し、歩行者の安全と緊急避難通路の確保等を目的として作られてきたもので、区では、昭和 44 年以降、暗渠化されていく中小河川の上流を有効利用する方法として、緑道の造成に力をいれてきました。
緑被率 <small>りょくひりつ</small>	緑が地表を被う部分（樹木、草地、農地、屋上緑地）の面積が地域全体に占める割合のことです。
緑化率 <small>りょくかりつ</small>	緑化率とは、建物の敷地面積に対する緑化施設の割合のことです。ここでいう緑化施設とは建築物が建っていないスペースや屋上等の屋外にある、植栽や花壇、樹木等の施設を指します。緑化率は、各自治体によってルール化され義務付けられており、建造物を建築する際は、定められた緑化率を守る必要があります。
緑溝 <small>りょっこう</small>	溝状に掘削した部分に砕石層（浸透基盤）を設置することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。
緑溝 <small>りょっこう</small> （芝張側溝 <small>しばはりそっこう</small> ）	溝状に掘削した部分に砕石層（浸透基盤）を設置し、地表面には芝を敷設した構造とすることにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。
レインガーデン	地盤部を砕石等で置換することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。

ワ行

用語	解説
ワークショップ	教育や学習の場面で用いられる場合、一連の流れをもった学びの様式、もしくは場として理解されます。参加体験型グループ学習と意識されることもあり、一方通行的な知識伝達型の学びに対置するもので、体験学習法を取り入れ、主体的に参加する学習者が、経験や知識を共有しながら互いに学び合うことを特徴とします。環境教育では、知識・理解だけに留まらず、主体的な関与・参画が重視されるため、環境教育に適した学びの手法として、各地で盛んに取り組まれています。

3. アンケート調査

3.1 方法

(1)調査対象：区民

(2)対象数：20歳～59歳（1,511）、60歳～79歳（489）の合計2,000

(3)調査方法：配布(郵送)・回収（原則WEB、60歳以上はWEB及びハガキ回答の併用）

(4)調査期間：令和5年11月14日発送(15日着)～29日〆切

(5)有効回答数：278（WEB回答：163件、ハガキでの回答：115件）

*回答率：13.9%

3.2 結果

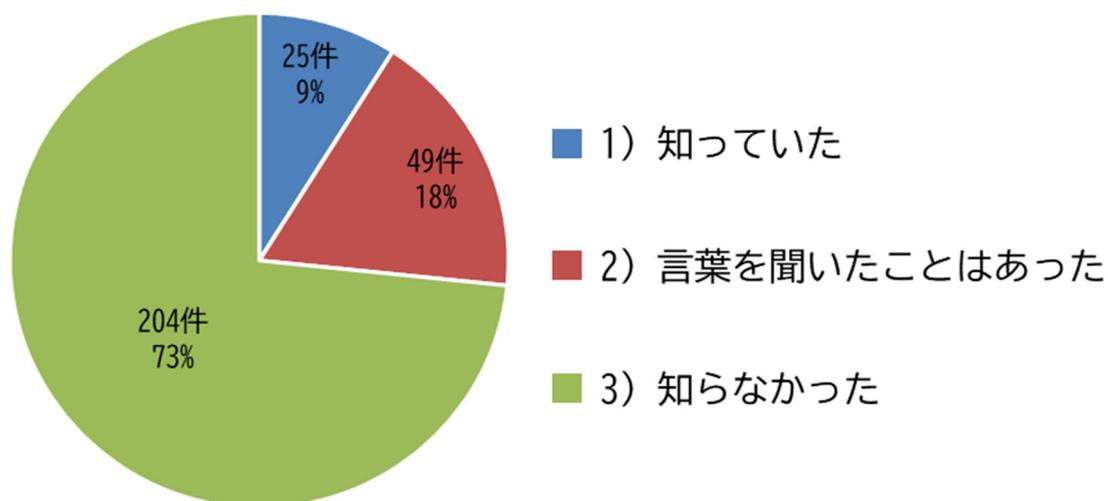
以下に、得られた回答の単純集計と主な設問についてのクロス集計の結果を示します。

本調査結果より得られたグリーンインフラの取組みに係る課題と区の対応方針については、ガイドライン【本編】「4.3 今後のグリーンインフラの普及啓発に向けた取組み」(p. 34～35)に整理しました。

1)単純集計結果

問1 「グリーンインフラ」を知っていましたか。(答えは1つ)

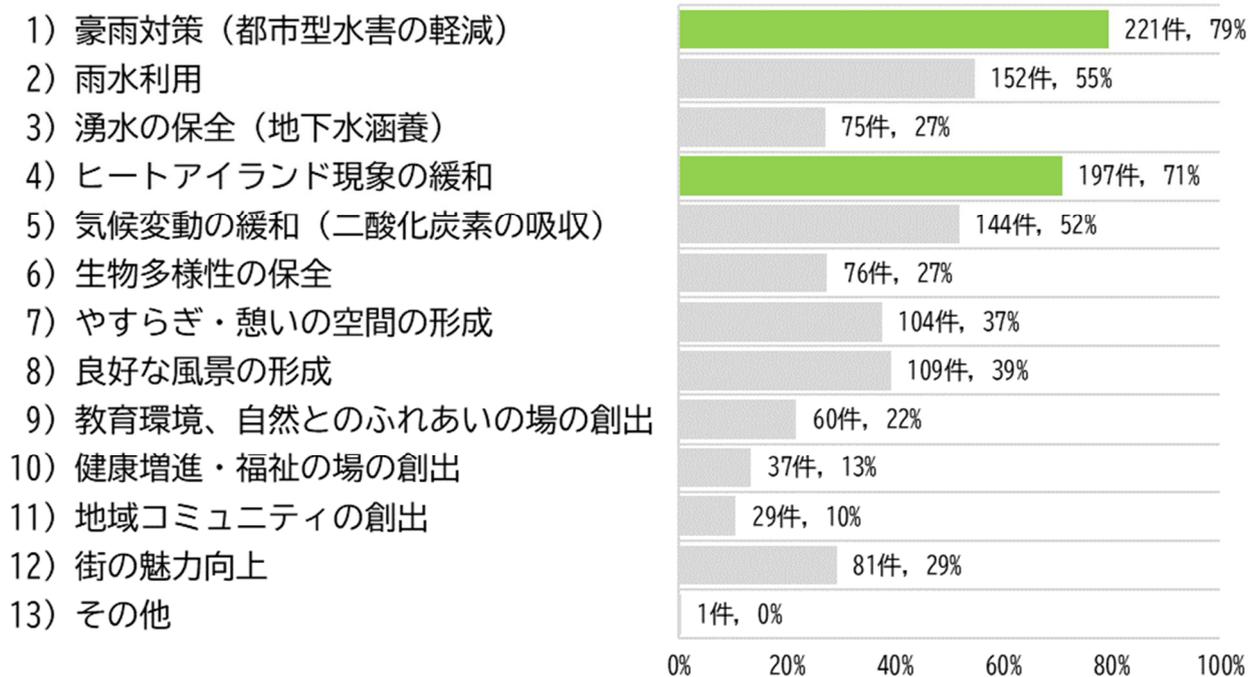
グリーンインフラを「知っていた」人が 9%、「言葉を聞いたことはあった」人が 18%、「知らなかった」人が 73%であり、グリーンインフラを内容まで知っていた人は 1割に満たないことがわかりました。



問 2 あなたが「グリーンインフラ」に期待するもの（メリット）は何ですか。（いくつでも）

グリーンインフラに期待するもの（メリット）については、1位が「豪雨対策（都市型水害の軽減）」、2位が「ヒートアイランド現象の緩和」でした。

グリーンインフラが「豪雨対策（都市型水害の軽減）」や「ヒートアイランド現象の緩和」に有効であることを認識していることがうかがえます。

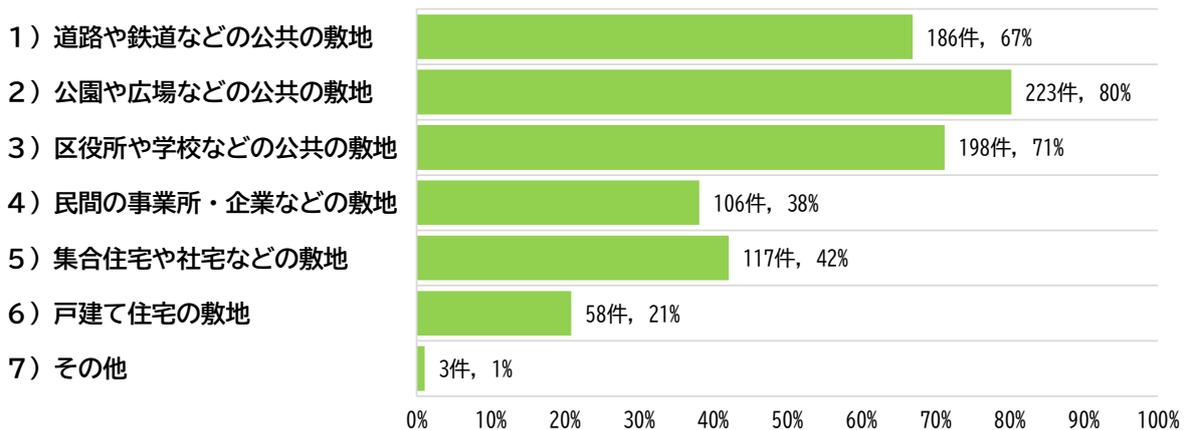


問 3 あなたは、次の「ア)～キ)」に示す「グリーンインフラ」の主なメニューについて、それぞれどのような場所で行うことが望ましいと思いますか。答えは選択肢の中から選んでください。（いくつでも）

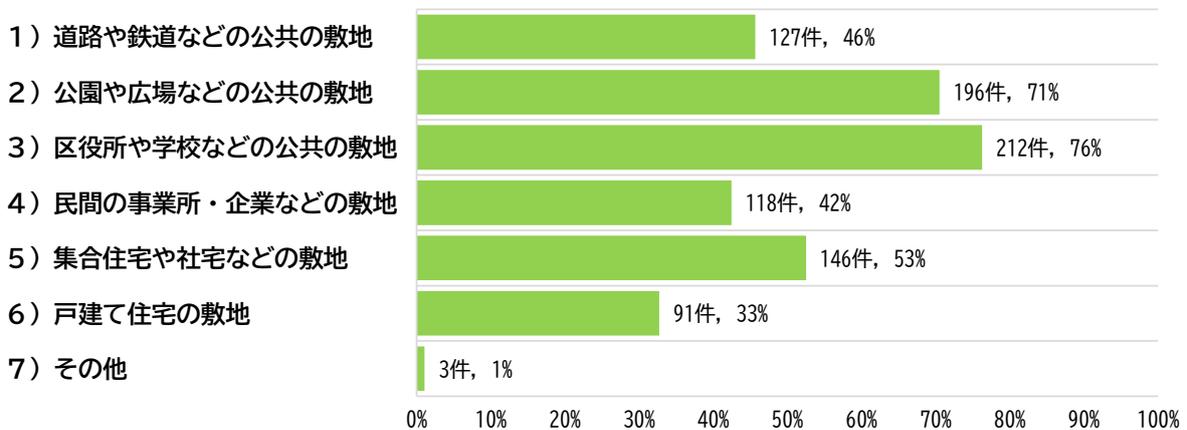
今回提示したグリーンインフラの主なメニューについて、どのような場所で行うことが望ましいかを質問したものです。

「雨水浸透施設（雨水浸透ます・浸透トレンチ）」、「透水性舗装」のように、『豪雨対策（都市型水害の軽減）』や『湧水の保全（地下水涵養）』に効果が限定される施設については、公共の場所での導入を望む回答が多く、「雨水タンク」、「生垣などの植栽」、「壁面緑化・屋上緑化」、「雨庭」、「花壇、プランター」のように、雨水の利用や植物要素が加わる施設については、民間の敷地での導入を望む回答も増加する結果となっています。

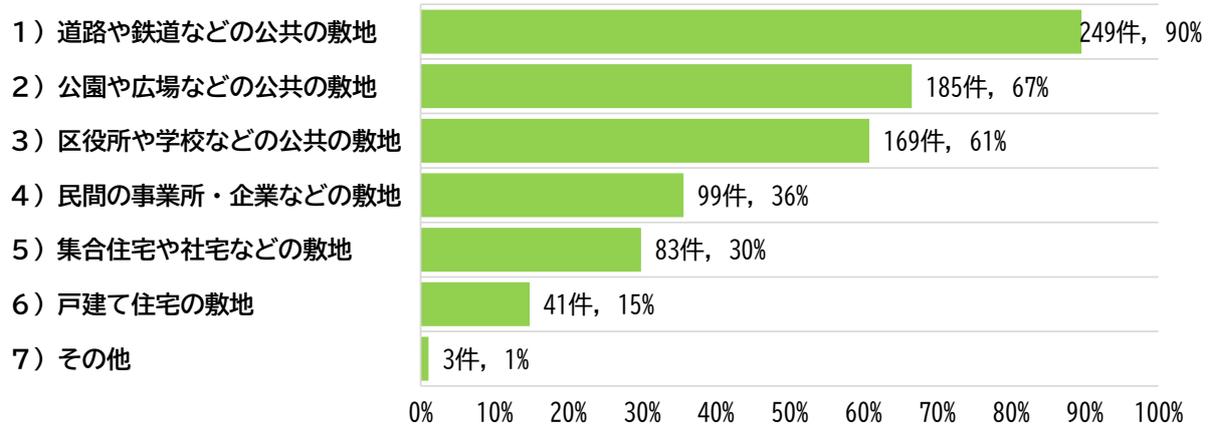
ア) 雨水浸透施設（雨水浸透ます・トレンチ）



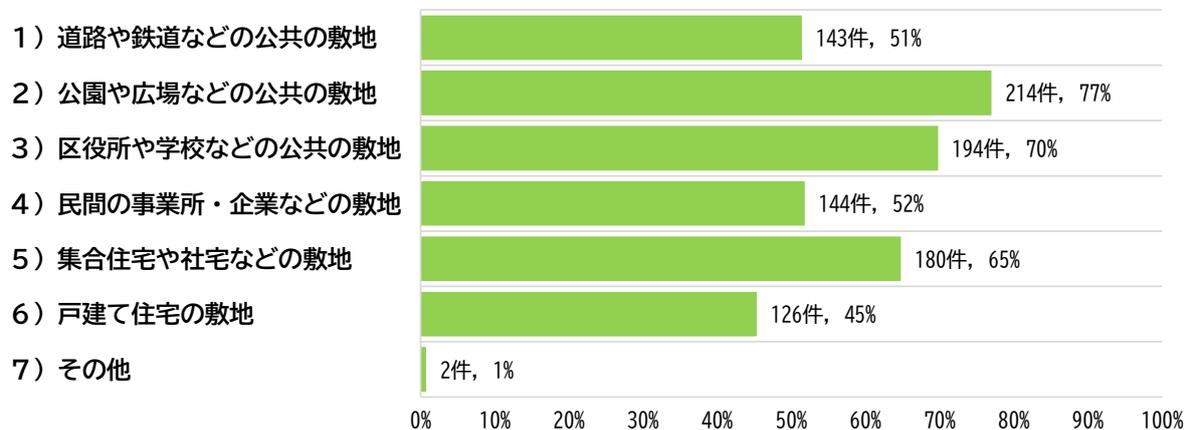
イ) 雨水タンク



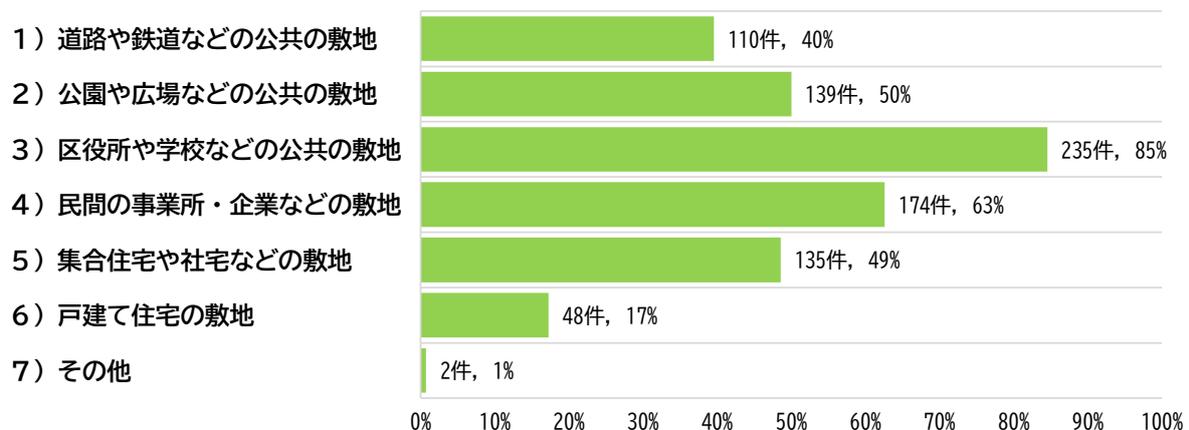
ウ) 透水性舗装



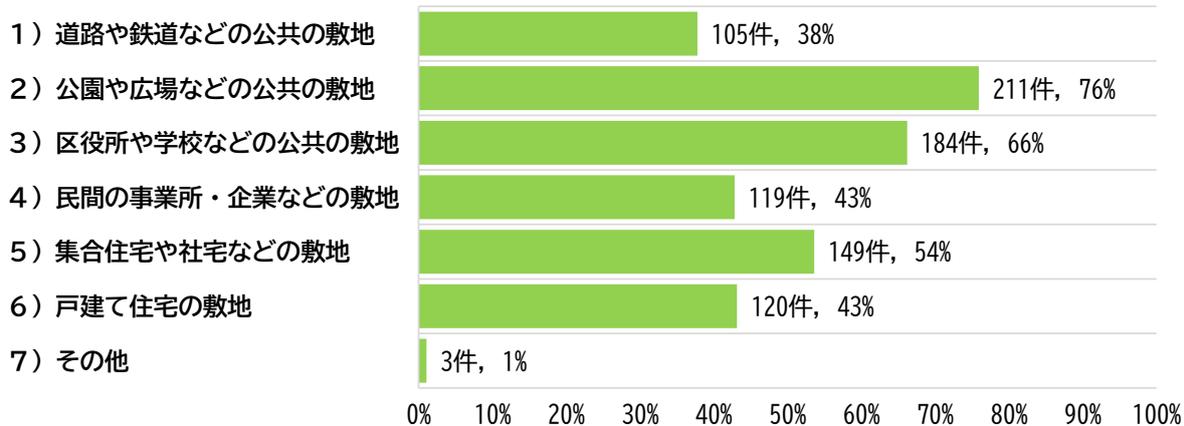
エ) 生垣などの植栽



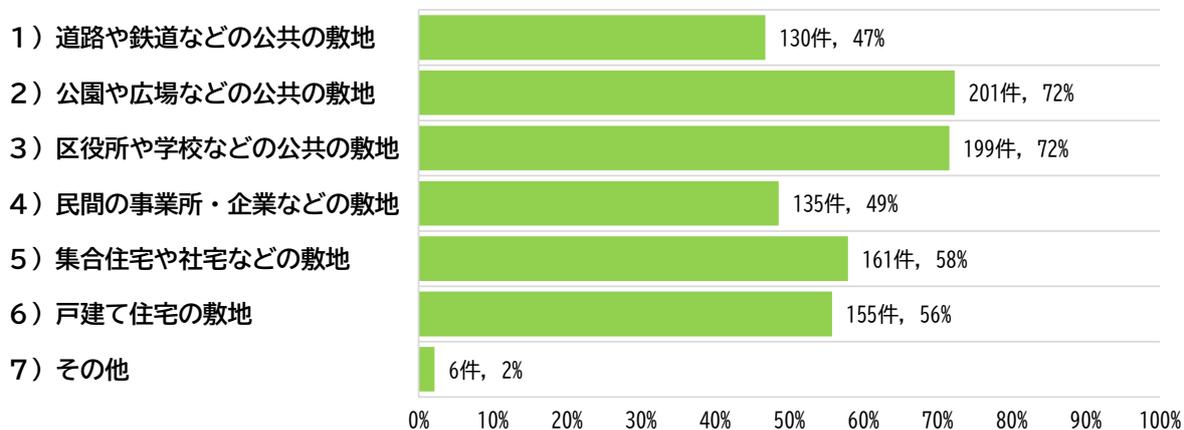
オ) 壁面緑化・屋上緑化



カ) 雨庭（浸透性を高めた庭）

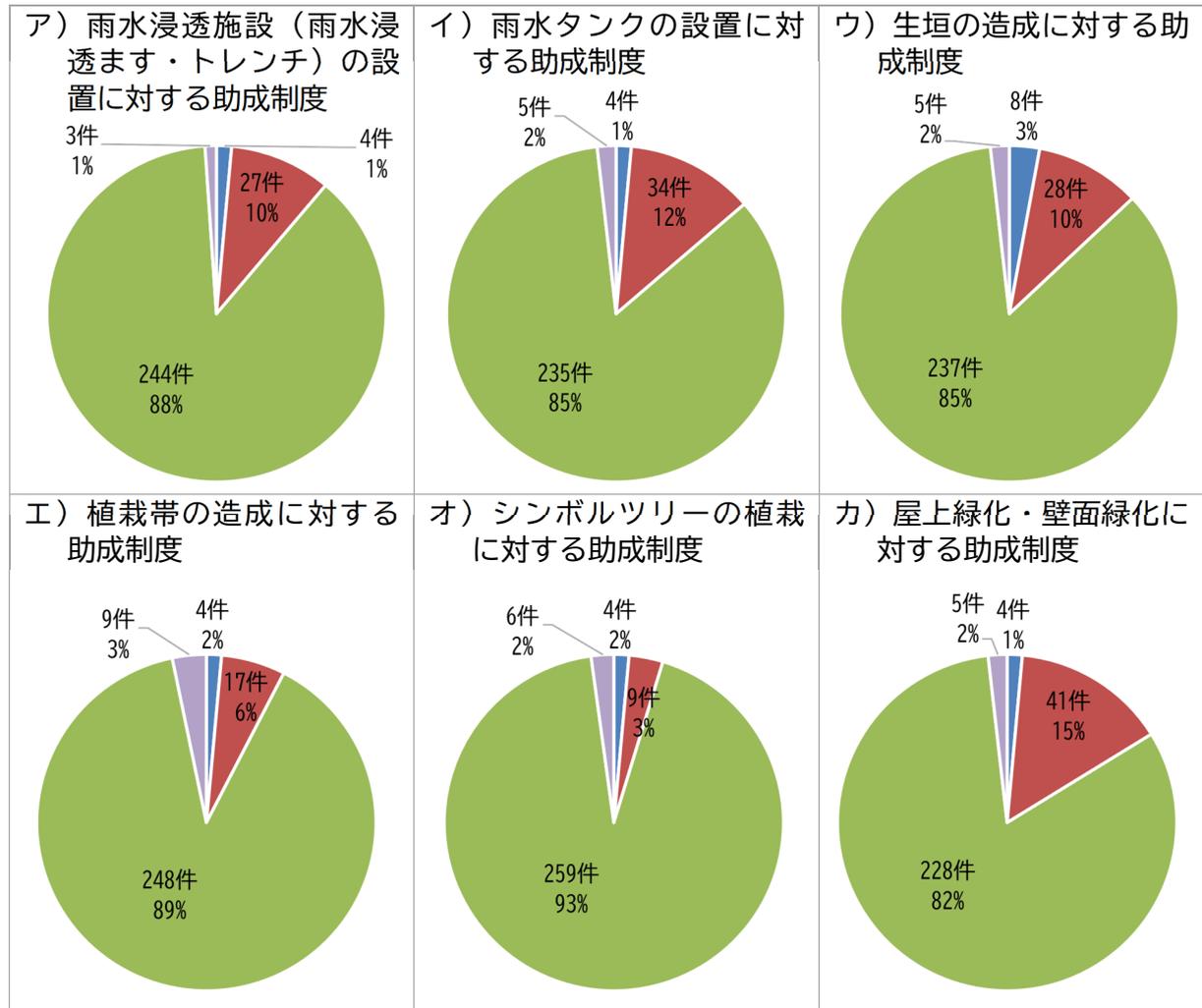


キ) 花壇、プランター



問 4 区では、区民のみなさんが「グリーンインフラ」の取組みを行う際に利用することができる各種の「助成制度」を用意しています。次の「ア）～カ）」に示す制度について、知っていましたか。 答えは選択肢の中から選んでください。（答えはそれぞれ1つ）

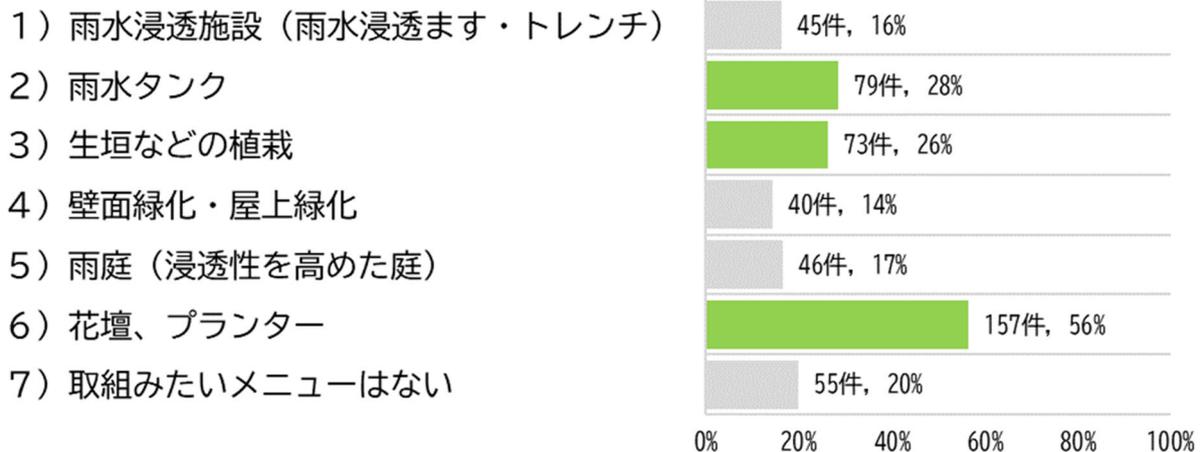
提示した6つの助成制度の全てで、8割を超える人が「制度のことを知らなかった」と回答しています。



- 1) 制度の内容まで知っている
- 2) 制度があることは知っている
- 3) 制度のことを知らなかった
- 未回答

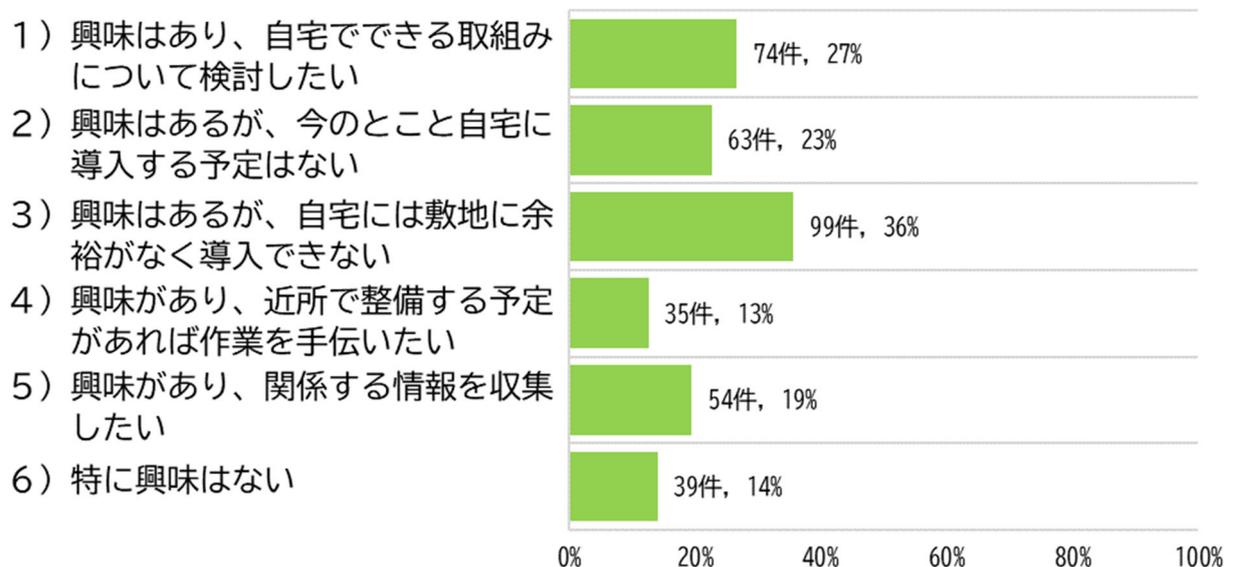
問 5 あなたが、今後ご自身で取組みたい「グリーンインフラ」のメニューはありますか。（いくつでも）

今後、自身で取組みたいグリーンインフラのメニューについて、1位は「花壇、プランター（56%）」、2位は「雨水タンク（28%）」、3位は「生垣などの植栽（26%）」となりました。



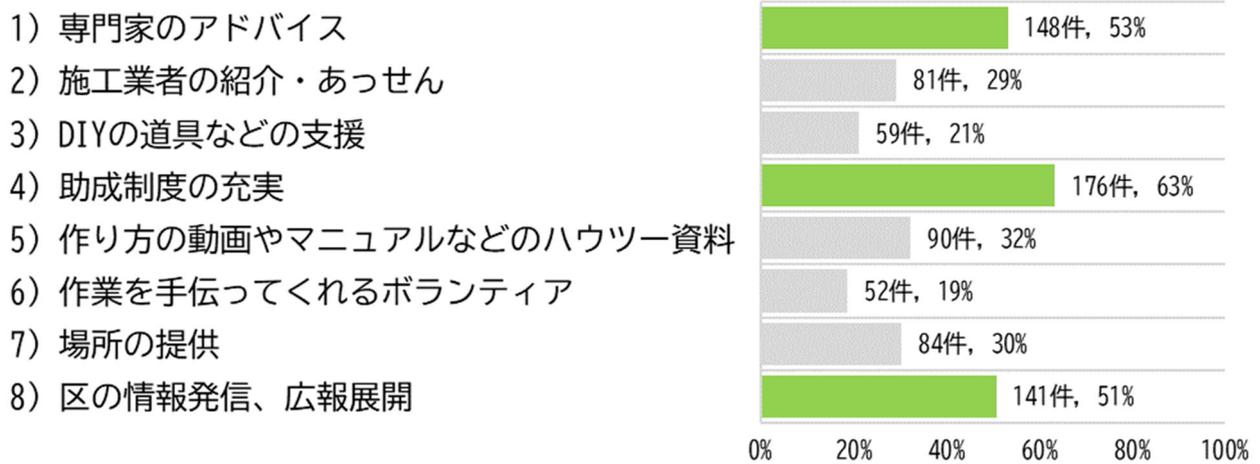
問 6 あなたご自身の「グリーンインフラ」の取組みへの考え方について教えてください。（いくつでも）

自らが実施する立場になった場合の導入可否等について質問したものであり、「興味があり、自宅でする取組みについて検討したい（27%）」、「興味があり、関係する情報を収集したい（19%）」といった前向きな回答も見られますが、最も多かった回答は、「興味はあるが、自宅には敷地に余裕がなく導入できない（36%）」であり、その他にも、「興味はあるが、今のところ自宅に導入する予定はない（23%）」、「特に興味はない（14%）」といった、あまり前向きではない意見も見られます。



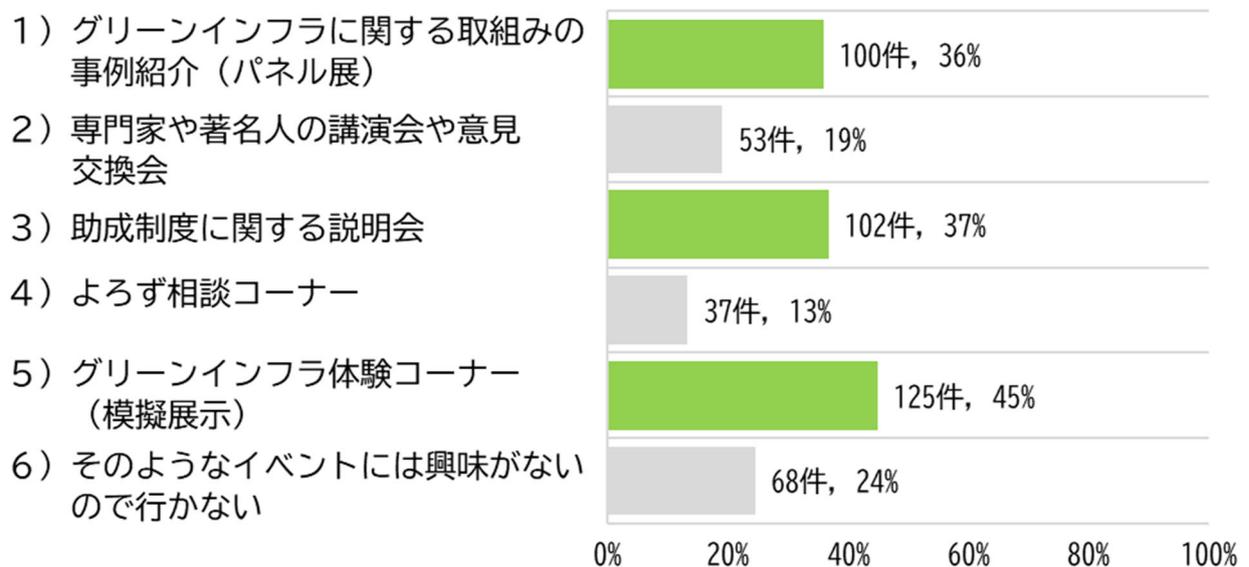
問 7 「グリーンインフラ」のさまざまな取組みを拡げていくために、必要なものは何だと思いますか。（いくつでも）

回答者が、これがあればグリーンインフラの取組が広がるのではないかと考えているものを質問したもので、1位が「助成制度の充実(63%)」、2位が「専門家のアドバイス(53%)」、3位が「区の情報発信、広報展開(51%)」でした。



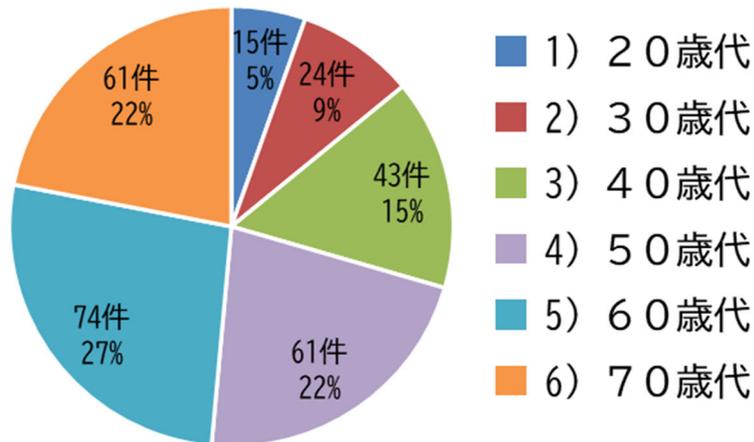
問 8 「グリーンインフラ」に関するイベントが今後開催されるとなったとき、どのような内容があったら会場に足を運びますか。（いくつでも）

「グリーンインフラ」に関するイベントで興味がある内容についての質問では、突出した回答は見られず、1位が「グリーンインフラ体験コーナー（模擬展示）(45%)」、2位が「助成制度に関する説明会(37%)」、3位が「グリーンインフラに関する取組みの事例紹介（パネル展）(36%)」でした。



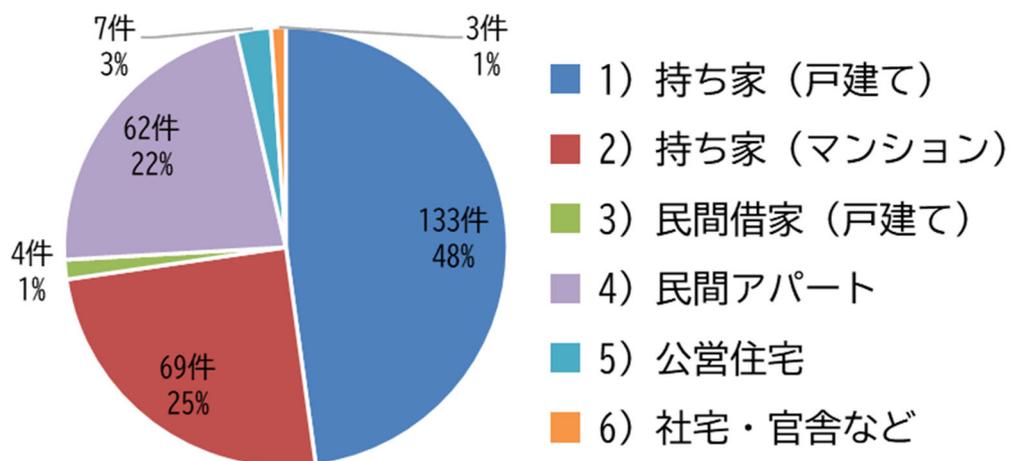
問 A. あなたの年齢について、あてはまるものを選んでください。（答えは1つ）

回答者が最も多い年齢層は 60 歳代であり、全体としては、高齢の人ほど回答率が高く、若い人ほど回答率は低い傾向にありました。



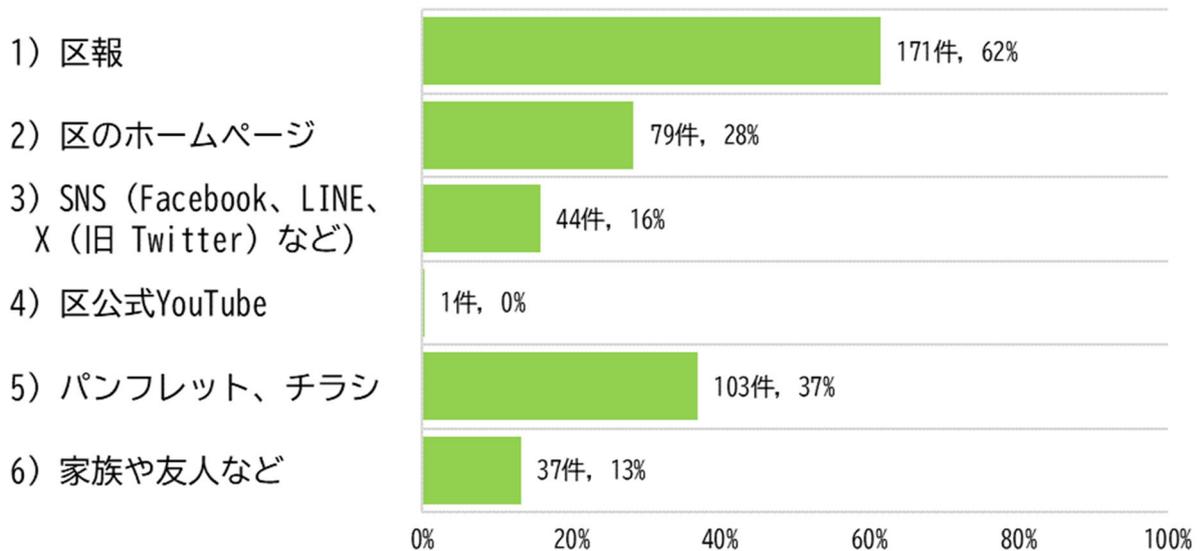
問 B. あなたのお住まいについて、あてはまるものを選んでください。（答えは1つ）

回答者の居住形態について、1 位が「持ち家（戸建て）（48%）」、2 位が「持ち家（マンション）（25%）」、3 位が「民間アパート（22%）」であり、持ち家（戸建て・マンション）の人の割合は 73%にのぼっています。



問C. あなたは、区からの情報を次の何で知りますか。（いくつでも）

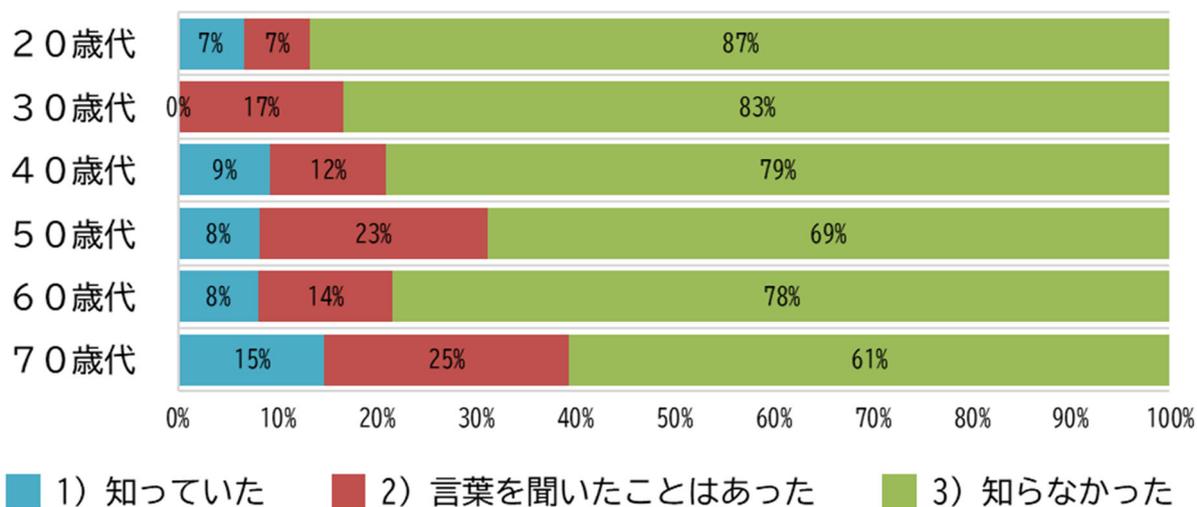
区からの情報の入手手段を見ると、「区報」や「パンフレット、チラシ」といった媒体を選択する人が多くみられました。一方で、インターネットに接続することを前提とする「区のホームページ」、「SNS」、「区公式YouTube」を選択する人は比較的少なく、特に「区公式YouTube」については1件でした。



2) クロス集計結果

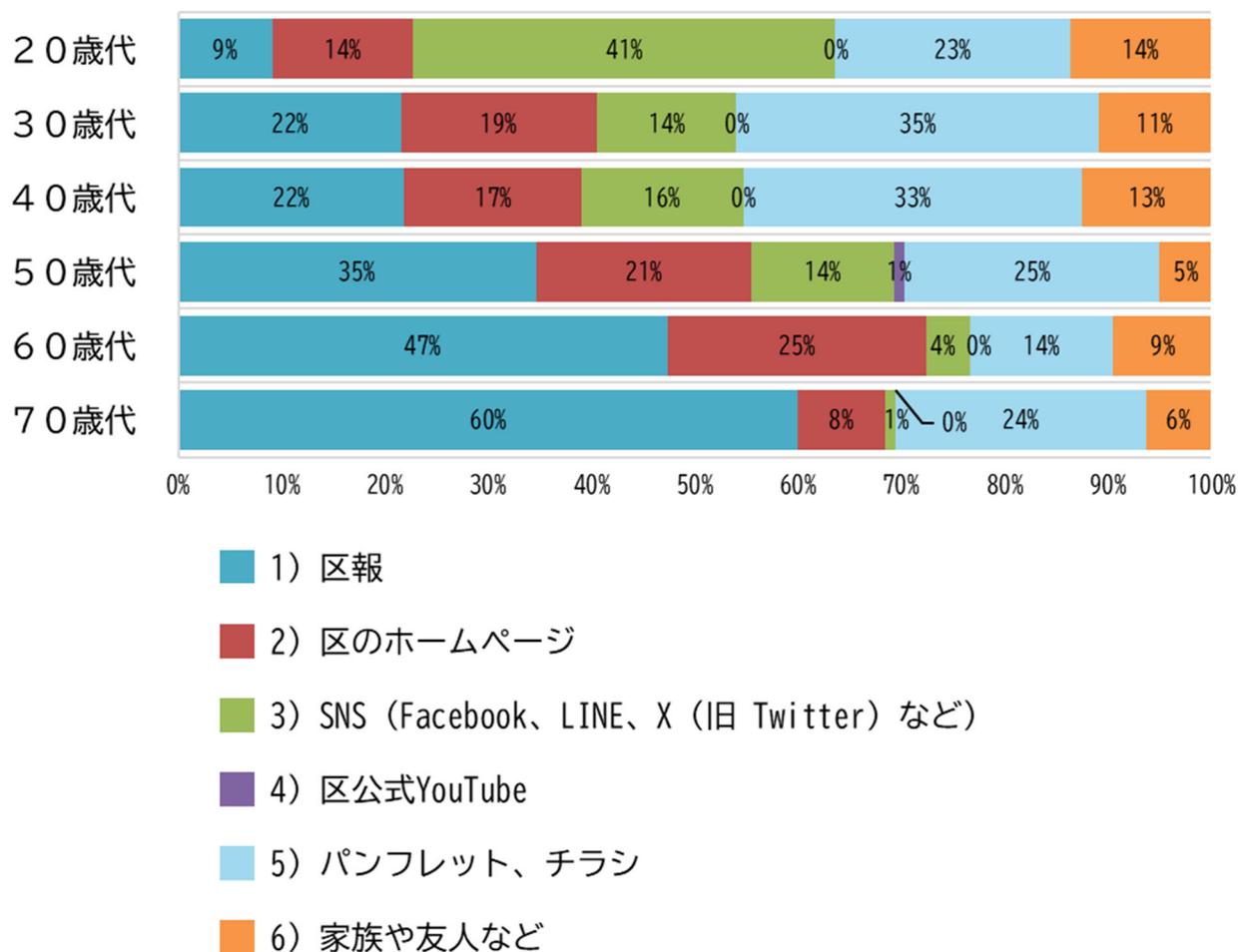
問1×問A 年代による認知度には違いがあるか。

年代別に見ると、「知っていた」と「言葉を聞いたことはあった」をあわせた割合が最も高かったのは70歳代であり、最も低かったのは20歳代でした。



問A×問C 年代別に選択される区の媒体

年代別に見ると、20歳代で最も多く選ばれた媒体はSNS（41%）であり、区報は9%にとどまっています。逆に、70歳代で最も多く選ばれた媒体は区報（60%）であり、SNSは1%にとどまっています。



せたがやグリーンインフラガイドライン 資料編

発行日 令和6(2024)年3月

編集・発行 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム
(事務局：世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課)

〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1

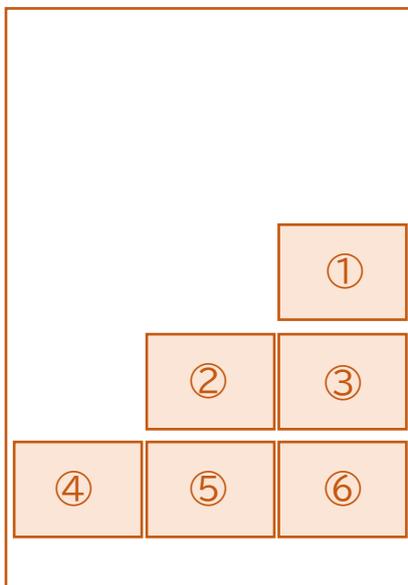
電話 (03) 6432-7963 FAX (03) 6432-7993

ホームページ (世田谷区のグリーンインフラ)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/009/d00188532.html>



●裏表紙の写真



①玉川総合支所・区民会館の「屋上緑化」

②国分寺崖線

③区立岡本いこいのもり緑地の「緑溝」

④二子玉川ライズ（リボンストリート付近）
の「人工地盤緑化」

⑤区立瀬田農業公園分園の「遊び場と雨水貯留浸透を兼ねたくぼ地」

⑥野川

